

平成18年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年3月14日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 西本 俊吉 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 本田 章紘 8 番 三和 郁子
 9 番 鈴木 市朗 11 番 藤下 茂昭
 12 番 中島 一雄 13 番 田中 孝嗣
 14 番 中田 幸子 15 番 小島 進
 17 番 野並 享子 18 番 小菅 六雄
 19 番 原田 薫 20 番 田中榮太郎
 21 番 林 克 22 番 荒川 泰宏
 23 番 河野 司 24 番 秦 眞治
 不応招議員 10 番 田中 良隆 16 番 川口 東洋

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
教 育 部 次 長	高田 利江子	都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男
環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	荒川	貴之

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 代表質問
- 第 4 一般質問

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午後 1 時 0 0 分) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 22 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(荒川泰宏君) 諸般の報告を行います。

出席議員 22 名、欠席議員 2 名、欠席議員は第 10 番、田中良隆君、第 16 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第 2)

議長(荒川泰宏君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 23 番、河野 司君、第 24 番、秦 眞治君を指名いたします。

(日程第 3)

議長(荒川泰宏君) 日程第 3、代表質問。

昨日に引き続き代表質問を行います。

まず、ネットワーク野洲、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 皆さん、こんにちは。ネットワーク野洲を代表いたしまして代表質問に入らせていただきます。私どものネットワーク野洲の代表質問は、予算編成と各学区別の課題解決に向けての質問をさせていただこうと思います。

まず、中国経済の発展によりエネルギーの高騰やWTO、農産物輸入等、不安要因は数々あるが、我が国経済は穏やかながら順調な回復傾向にある。中でもIT関連企業や鉄鋼業等は、往時と変わりなく進展している模様であります。また、我がまちにも事業所を構えておられますシライ電子さんが、新興市場のジャスダックに上場いたしまして、1,550円という値段が付いておることを今日の新聞で知りました。私どものまちにそのような事業所があることは、我が市にとっても光栄なことであると私は痛感をしております。

一方、国の三位一体改革による地方自治体への影響もさることながら、内閣府発表によるジニ係数では1979年の0.271に対し、2002年は0.308と格差が広がっている。同じくOECD（経済協力開発機構）が発表した昨年の統計では、我が国は0.314で、福祉が充実している北欧諸国やフランス、ドイツなどは日本より格差が低い係数になっている。この現象は、固定収入が得られないニート、失業者などの増加や、年功序列制度が崩れ、収入が減少する人が多くなったことが要因となり、貧富の格差拡大としてあらわれております。ちなみにジニ係数を下げる方策として、まず1点目、市としてはどのような考え方をしているのか、お伺いをしたいと思います。

さて、合併をしてはや1年5カ月が過ぎようとしております。平成18年度予算編成を見てみると、旧会派コミュネット野洲が提案いたしました防災ハザードマップ作成をはじめ、評価できる部分もあります。一般会計総額で190億6,700万円、前年度1.5%増となっております。合併協議の内容を精査され、編成されたとは思いますが、不必要なものと従来あるものとが交差し、旧のものに対しては今後維持管理費共に増大してくることは間違いがございません。箱物に対して、市長はどのような見解なのか、お示しをいただきたい。

歳入では、固定財源である固定資産税が路線価の見直しにより7.6%減の3億140万2,000円の大幅減となっている。大津湖南都市計画の中でも、当市は市街化区域が少なく、固定財源を求める上でも区域拡大を図っていかなければなりません。今後進められる新市まちづくり計画の中で、どのような対策を考えておられるのかお伺いをいたしま

す。

また、全体歳入に対して基金繰入金 13 億 1,800 万円、構成比といたしまして 7%、18 年度末において基金残高見込みは財政調整基金で約 6 億 6,000 万円、減債基金で 75 万円、公共施設整備基金 75 万円となり、19 年度予算編成については先が見えないような状況となっているのが事実でございます。

また、市債についても 35 億 6,910 万円、特例債に頼る給食センターやコミセンひょうずなどによるものであるが、10 年後から償還が始まることを忘れてはいけないと思います。18 年度公債費償還 26 億 3,958 万 2,000 円、全体構成比として 13.8%となっておりますが、考え方をお伺いいたします。

次に、前段に申し上げました学区別の課題解決に向けてお伺いしたいと思います。

まず、野洲学区でございます。この学区別課題につきましては、私どもネットワークが各学区並びに地区から選出されまして、それぞれの事案を持ち寄って質問をいたすところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。まず野洲学区に関連いたしまして、野洲川廃堤敷地利用計画、これは県有地より買収された県の警察官官舎の横手になるところでございます。この廃堤敷利用につきましては、前旧町長の宇野勝氏より長年引き継がれてきたものが、県から旧野洲町に譲り受けたものでございます。何といたしましても、この野洲川廃堤敷地利用計画につきましては、当初、私ども野洲学区の議員といたしましては、野洲学区の高齢化が進んでいる中で、福祉施設をとという考え方のもとで、理事者の方に提案した経緯もございますので、この点も踏まえてよろしくご回答をお伺いしたいと思います。

次に、交通対策でございますが、きのうも出ておりましたが、野洲川西詰信号機の設置でございます。この変形五差路交差点におきましては、野洲の子どもたちが野洲小学校へ通うのに非常に危険な目に遭っているということは、既に皆さん方もご承知のとおりだと思います。一日も早い信号機の設置を望むところでございますが、現在の進捗状況、あるいは今後の見通しについてお示ししていただきたいと思っております。

3 点目といたしまして、JR 清算事業団用地利用と複々線化対策でございます。私も議会議員として長年関わってまいっておりましたが、当初 JR 複々線化対策協議会たるものが守山市、旧野洲町、旧中主町で構成されておりましたが、今現状そのような形のものはございません。今後、JR 複々線化に対する市としての基本的な考え方、当然 JR といたしましては、ダイヤ過密によって乗客を搬送する手段を考えているというのが JR の回答

であると思いますが、それはJRの一方的な考え方であって、我が市といたしましても清算事業団なる用地を取得し、複々線化に向け新しいまちづくりを形成する上でも必要不可欠なものだと私は考えております。

次に、平和堂A地区、B地区間幹線道路と中畑区画整理事業内通過、市三宅北桜線への接続計画でございます。この問題は今現在操業されております平和堂の本体、要するに売り場と今山手の方にされております駐車場、それがいわゆる井関のB地区でございます。市においては、そのB地区を商業者に開放すべき条件の一つとして、駐車場と売り場の間に約3億5,000万をかけて幹線道路を設置した経緯がございます。それに際しまして、今現在平和堂B地区におきましては、これは当然平和堂の所有地でございますから、個人のものに市がそう介入するわけにもいかないと思いますが、当初道路を付けた計画がございますので、その辺を踏まえてこれからどのようにしていくのか。そうしたものの考え方と、そして平和堂の幹線道路から中畑区画整理事業内を貫通し、市三宅北桜線への接続の計画ということで、私どもはこの平和堂内の幹線道路を承認したものでございます。そうした道路の進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、駅前周辺整備でございます。この問題につきましては、私どもも一般質問の中で何回となく駅前周辺整備、特に梅雨時になりますと、70ミリの雨が降ると、野洲の駅前の祇王井川が氾濫するのは必至でございます。1年に一度や二度は必ずそういう事態が起こっております。きのうの市長の話では、合併特例債を起用してショートカットという説明がなされましたが、なかなかこの問題も大変な問題だと思います。こうした問題を解決するには、やはり市政が新市まちづくり計画の中できちんとした位置付けをしていかなければならないと思います。考え方をお伺いしたいと思います。

次に、三上学区でございます。三上学区のまちづくりにおいては、総合発展計画においても土地利用のないことから、現状の少子高齢化からの脱却が望めません。三上学区のまちづくりには少子高齢化対策と高齢化社会を支える施設が不可欠であると考えますが、軒先まで行われたほ場整備事業による限られた場所では土地利用が望めない状況にあります。この現状をどのように受けとめておられるのか。また、今後どのようなまちづくりを行うのか。土地利用計画を含めて、3年から5年の中長期ビジョンをお尋ねしたいと思います。

3点目として、少子高齢化の一因となっている生活環境の利便性向上にどのように取り組んでいかれるのか。

4点目でございます。この4点目は、国道8号バイパスの現状の取り組みと今後の方向

でございます。この国道 8 号バイパスにつきましては、当然本田議員はじめいろいろな議員の方が早期着工を目指して質問されております。私もこの件について質問をしてまいりました。きのうの市長の説明の中では、やはり自治会の了解を得なければ、協力を得なければなかなか進捗しないという状況でございますが、国道 8 号バイパスの法線となっておりますところは、既にビジョンとしての土地区画整理事業が完成し、はや十数年が過ぎようとしているようなところでございますので、その辺についての議論もしていかなければならないと思います。今後についての方向性をお尋ねいたします。

次に、それにリンクいたしまして、野洲甲西線交通緩和の取り組みについて。

6 点目といたしまして、びわこ学園が北桜に新しい学園を形成し、そこで園生は伸び伸びと生活をされております。ちなみに、南桜のびわこ学園の跡地はどのようにされるのかお伺いしたいと思います。

次に、北野学区に入ります。野洲駅北口線先線の整備と市三宅堤防右岸の対策でございます。

2 点目といたしまして、野洲川堤外民地の活用計画でございます。これは県有地の問題でございます。

に関連して竹生剣先の利用計画でございます。この問題は、さまざまな誘致において町内でも議論をされていたところでございます。今現在の理事者の考え方をお伺いしたいと思います。

4 点目といたしまして、東西医学研究所施設の現状と今後の見込みについて。

5 点目といたしまして、県道大津能登川長浜線危険箇所の信号機設置に向けての現状の取り組みでございます。この県道大津能登川線につきましては、三和議員はじめ多くの議員の方々がさまざまな形で要望されております。また、せんだって私もこの付近に隣接する自治会の皆様方が要望されております文書も見せていただきました。この件におきまして、周辺自治会といたしましては、一日も早い信号機の設置を望んでおるところでございます。私が申し上げますのは、市民の生命、財産、安全を保障するのが理事者の役目であり、市の責務でもございます。この件に関しまして、市長も陣頭指揮をとっていただき、守山警察署へ出向き、さまざまな要望を重ねていただいたということも私は確認をしております。どうか周辺自治会の皆さんの要望を一日も早く取り組み、市民の安心、安全に向けての生活ができるように頑張ってください。今後の状況をお尋ねしたいと思います。

次に、竹生の高齢化対策でございます。中主、中里、また兵主、篠原学区においては、

高齢化率が25%と進んでいる中、特に目立つのが竹生でございます。高齢化率が32.2%でございます。高齢化率を下げるのにどのような方策を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

次に、祇王学区に入ります。富波辻町間サブゾーンの排水対策と今後のサブゾーンの利用計画についてお尋ねしたいと思います。

2番目といたしまして、中ノ池川、童子川排水対策。

3番目といたしまして、合併特例債16億を見込んでの祇王駅の今後の取り組みと周辺整備についてお尋ねいたします。

4番目といたしまして、現在つくられております給食センターの跡地利用計画でございます。いよいよ平成19年度から給食センターの供用開始が始まるとのことでございます。ちなみに給食センターの跡地利用計画はどのように考えておられるのか。

次に、5番目としまして、野洲中主線先線竜王インターへの接続計画でございます。

6番目といたしまして、この問題は私が平成13年第2回6月議会で提案いたしました四大字辻ダム利用の水源確保とダム水生オオカナダ藻の除去についてでございます。5年たった今現在で、ほぼ分水あるいは水門の改修が終わりました。でも、オオカナダ藻の除去についてはいまだ解決策がないような状況でございます。いかにされるのかお尋ねしたいと思います。

7番目といたしまして、祇王小学校の耐震診断と改築についてお尋ねいたします。

次に、篠原学区に入ります。環境政策について、国道8号線の騒音対策。

2番目といたしまして産業廃棄物業者の管理監督はどのように進められておるのか。今後の見通しをお尋ねしたいと思います。先般、環境対策におきましては、赤坂組によるあのような形のもので出てまいったわけです。産業廃棄物銀座と言われるこの大篠原地区、この地区に対して今後どのような取り組みをされていくのでしょうか。お尋ねいたします。

3点目といたしまして、篠原駅前のライフライン、公共下水道の整備や道路整備。

4点目といたしまして、この地区に交わる公団混乱地域の適正処理でございます。

5点目といたしまして、篠原駅南口の開口でございます。

6点目といたしまして、養護学校誘致に伴う道路整備について。

以上、篠原学区をお尋ねいたします。

次に、中里学区に入ります。中里学区は吉地、西河原を中心として栄え、人口が集中しているのがよくわかります。いよいよ工業団地にイオンの進出が決定し、本年10月に開

店という運びの中、新たなまちづくりを進めていかなければなりません。

1番といたしまして、西河原、北比江、小比江の方々62名が保有する14.4ヘクタールの特定保留地に関する市街化区域編入への具体的手法を示していただきたい。

2番目といたしまして、湖南幹線の進捗状況。

3番目といたしまして、市営木部住宅建設に伴う自治会との協議。この協議については、さまざまな要件があると思いますが、これに関しての市としての対応をお尋ねいたします。

4番目といたしまして、人口集中地域からの民生委員、児童委員定数見直しについて。

5番目といたしましては、断面不足の新川の排水対策。断面確保はどのようにされるのか。

次に、兵主学区に入りたいと思います。この学区は農業基盤が強く、中主全体で農業基盤ということは、聞くところによれば旧中主町においては、菊菜の出荷量が県下一多いところでもございます。また、そういう中で吉川地区におきましては、動物園、あるいは軽飛行機の滑走路などが今問題として持ち上がっているのが現実でございます。そうした問題を抱えているところでございますので、さまざまな要件があると思いますが、

まず、第1点目といたしまして、蓮池の里、旧処分場周囲の排水浄化対策。

2番目といたしまして、琵琶湖湖岸開発、吉川字中瀬代表地番3326、2万4,168平米、24反分のものでございます。これは旧中主町的那須町長の時代のときに、琵琶湖修景公園を誘致するというので、この土地を求められたものでございますが、いまだそのままの状況で放置されているのが現状でございます。景観もよく、このような土地をほっておくのはもったいないと思いますが、土地活用をお尋ねしたいと思います。

3番目といたしましては、北流旧河川、琵琶湖湖岸吉川方面、緑地県営風景公園整備の最終年度とパース図を示していただきたい。

4点目として、琵琶湖に生息している動植物の実態とその保護について。

5番目といたしまして、水資源開発公社との関わりについて。

6番目といたしまして、旧中主町における児童の安全確保に関して、バス通園の現状とその要望に関する取り組みでございます。この6番目におきましては、長浜市で幼稚園児のあのような悲惨な事故が起こりました。そういうことが二度と起こらないように、この件に関しましてもよろしくご回答をお願いいたしまして、代表質問の要旨とさせていただきます。

1点抜けておりましたので、申しわけございません。最後に各学区の共通課題として2

点お尋ねしたいと思います。

に、竹生の皆さん、あるいは関係の皆さんのご協力を得て竹生に立派な火葬炉を建設させていただきまして、人生いずれ一度はあそこでお世話にならないといけないということでございます。その件に関しまして、葬祭棟の建設について今後どのような方法で進められていくのか、お尋ねをしたいと思います。

2番目といたしまして、野洲病院の療養型医療施設について、共通課題としてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ネットワーク野洲代表者、鈴木議員からの代表者質問でございますが、非常に親切にきめ細かく質問を列挙いただきましたが、個々についてはそれぞれ担当する部長から申し上げることの方が内容がよくわかると思いますので、答弁をいたしますが、その中で主要なことについて考え方をという部分がございますので、それは私の方から回答を申し上げたいと思います。

まず、第1点目の予算編成についてでございますが、最初にジニ係数についてでございますが、総務省の2004年の全国消費実態調査が0.308、2001年の厚生労働省の所得配分調査では0.498となっております、この20年余りでそれぞれ緩やかな上昇傾向が続いているところでございます。

内閣府の見解は、所得格差は統計上緩やかな拡大を示しているが、これは主に高齢化と所帯規模の縮小の影響によるという結論でございます、野洲市ではどうだという質問でございましたが、この係数についてはそういう取り方をするわけでございますが、所得などの不平等度を示す数値だと。ゼロから1までの数を取り、ゼロに近いほど分布が均等であることを示すと。こういう難しい表現でございますが、市の方策のみでどうするかということでは到底計り知れないものではないかと、こういうように私は認識をいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、昨年の経済協力開発機構（OECD）報告によると、日本は27カ国中10位の0.314で米国や英国よりも低いですが、ドイツ、フランスなどを上回っており、市の方策としては、湖南就労サポートセンターの設置などの就労問題に取り組んでまいりたいという思いをいたしております。

いずれにいたしましても、国の施策に関わることでございますので、その辺はご理解をいただき

たいと考えます。

次に、予算編成についてお答えをいたしますが、まず箱物についてというご質問がございましたが、私は、箱物というのは表現の一つでございまして、内容がございまして、政策実現の手段として必要があれば施設の建設が必要でございまして、その政策が誤っておれば箱物に過ぎないと、こういう表現になるのではないかと思います。だから、箱物といいたましても、一つの施設をつくりますと年間2億5,000万から3億の維持管理費が要る。もちろんこれは職員の人件費を含むのですが、それぐらいの費用が要りますが、それはそれなりの行政効果を上げれば、単に箱物という呼び方をしなくても行政効果が上がっておればいいと思うのですが、えてして地方公共団体にはこうした箱物が従来は多かった。こういうことは否めない事実でございまして、今後はそういうことのないようにきちっと施策を位置付けして、その中での公共施設の整備を図っていく。これが肝要だと思います。

次に、市街化区域の拡大についてでございますが、土地の有効利用として市街化区域の拡大により、いわゆる、おっしゃるように固定資産税の増収を図ること、あるいは人口規模を拡大すること等が将来の安定的な財源確保につながるものと考えております。現在策定を進めております国土利用計画あるいは都市計画マスタープランの中で、市としての方針を示してまいりたいと考えております。よろしくご理解いただきたいと思っております。

また、公債費についてでございますが、地方債の発行額を当該年度の地方債元金償還額以内に抑制することにより、公債費負担を軽減する必要があると認識いたしておりますので、おっしゃいますように合併特例債等の非常に有利な起債を活用するのもいいのですが、やはり私は当初から申し上げておりましたとおり、これを全額期待するのは余りにも危険であるかと、こんなふうに考えております。

次に、各学区別の課題でございますが、きめ細かくここまで調査をいただきまして、列記いただきましたことについては感謝を申し上げますが、これだけの行政課題が残っているのだなという認識もいたしました。どうもご苦労さまでございました。

まず野洲学区についてですが、1点目の野洲川廃堤敷地利用につきましては、おっしゃいますように先代からいろいろと課題がございまして、私は何としても合併するまでには野洲市に譲渡したいという念願で、一時は、先代の話が出ましたから言うのですが、無償で、あれは地元野洲が提供した土地だから無償で返してもらうのだと、この論法でございましたので話がうまく進まなかったと。私はやはり金のかかった土地だと、こういう認識を持ちましたので、一円でも安く分けて下さいと、こういう言い方で臨んでおりまして、

ようやく合併前に取得することができました。

そこで、この土地の活用なのですが、おっしゃいますように、私どもも決してあの土地をやはり公共的なものに使っていきたいというのと、特に福祉施設、その中でもやっぱり高齢の方々のケア施設をつくっていきたいと、こんなふうにも思いますが、昨今では総合的な福祉施設、こういうことになってまいりましたので、できれば身体障害者のケア施設でもできるようなものを含んで福祉施設に活用していきたいと、こんな思いもいたしております。

次に、2点目の野洲川橋西詰交差点、これにはいろいろと経過がございまして、紆余曲折をするのですが、それぞれの領域を持った地域でございまして、川は川で道は道で堤防は堤防で、あるいは公安委員会は交通安全上の問題を言いますので、非常に難しいところでございますが、やはり地元の意向を生かした改善をしていただきたいということを絶えず申し上げておりますので、現在の五差路を四差路にしたいいわゆる通常の交差点にすれば、案外交通安全上スムーズにいくのではないかと、こういうふうに思いますと、当然どこを閉めるのだと、こういうことになりましたが、これは皆さんと協議しながら一番数の少ないところを閉めたらいいのではないかと、こういう思いをいたしておりますが、これはまだまだ協議を要する問題でございまして、ご理解をいただいております。

3点目のJR清算事業団の買収用地と複々線対策でございまして、琵琶湖線の複々線化については、草津野洲間は何としても複々線化をして下さいと、旧国鉄当時の約束もあるということで、それをもとに、これは野洲市だけではなしに湖南4市の中での位置付けをしながら、新幹線の駅もそうなら、草津線の複々線化もそうなのです。公共交通機関の整備をという中に、野洲までの複々線をとらまえて一体のものとして取り組みをしていただこうということになってございますので、これからもJRに対して要求を進めていきたいと、こういうふうに思います。

先ほども鈴木議員がおっしゃいましたように、JRとしてはそれに替わるべき努力はしているのだと、またこの3月18日にダイヤ改正がございまして、行きました。もっと便利に使っていただくようにしますと。それは野洲市民も便利になるかもわかりませんが、野洲より以東の方、上り方面の方は非常に便利になりました。快速が入ってきたら普通がとまっている、快速があると普通が入ってくる。全部ここから向こうへ足を伸ばせるのですね。米原の短縮が6分できたのですかね、こういうダイヤを組むことによってね。そういうことで、滋賀県民がそれだけの利便性を持てば野洲の駅の存在価値が出るわけで

すから、それはそれでいいと思うのですが、やっぱり地元、あれだけの土地を提供して電車基地をつくっていただいたのですから、それなりの恩恵をこうむりたいということで要望は続けていきたいと思えます。そのために、JR清算事業団が用地を譲渡するということに買収いたしました。おかげさまで平成19年に償還が終わります。(発言する者あり)平成10年でございますが、3億7,800万借り入れまして、17年の年度末では9,474万2,000円残っている。18年度で4,700万返還しますと、19年度で2,300万返還すれば終わる。そのときに私は約束をしたのですが、元金は土地が残るので心配はないが、これに払う利子はそれなりにもうけようではないかという提案を申し上げまして、一部異論があったのですが、駐車場にずっと貸してきました。おかげさまで、その駐車場の年間収益が413万9,000円ございます。18年度で利子は幾らかと申しますと165万8,000円、だから通して考えますと、皆様のご理解をいただいて、おかげさまで利子だけは稼ぐことができた。元金は土地が残っていますから、それはまたそれなりの効果があると思うのですが、私はこの土地についても一日も早くJR西日本に買収をして下さいなと、安く売りますわと、こういう言い方をしているのですが、早く持っていたいただければそれだけ負担が少なくなると、こういう思いをいたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

次に、4点目の平和堂周辺の道路整備でございますが、これはおっしゃるとおりでございます、いろいろと今、中畑地区で区画整理をやっております。その市道と連結をするわけでございますが、今駐車場としてお使いになっている土地については、平和堂自身がいりいな計画があるようでございますので、これを一日も早く達成していただくこと。そのことにおいてあの道が生かされると、こういうように理解しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

6点目の駅前周辺整備、祇王井川ショートカット、これは中ノ池川という言葉をお使いになっておったのですが、童子川は今改修をいただいておりますし、先線が久野部の下流まで行きますと、調整区域の区間が終わります。そこから先は、昨日もお答えしましたように市街化区域に入りますので、これは都市局の雨水排水路としての整備をしていきたい。だから、それをやろうとすると野洲市全体の雨水対策を計画してきちっとした位置付けの中でやっていかないといけないと、こういうことになります。若干時間とお金がかかる話になりますので、ましてJRの下を横断しないといけないということになりますので、これはおよそ私が思いますのには地下埋設で推進工法でいくべきであろうと、こんなふうに

もと思いますが、一日も早くこれをすることによって、駅前地先の雨水による被害が減少されるよう望んでいるところでございます。

次に、三上学区でございますが、三上学区で一番大きな問題はやっぱり国道8号バイパスの敷設だと思います。いろいろと紆余曲折がございまして、昭和58年からこの問題がございまして、ご承知のとおりほ場整備が先になってしまったという経過もございました。これは将来はそうであろうということを予定しながらほ場整備をしたということなのですが、そのこともあるのですが、やっぱり何としても国道8号バイパスについては一日も早く敷設をしていただきたい。私は勝手な言い方になるのですが、野洲川の橋を越えて琵琶湖大橋の取り付け道路まででもいいのだと。気分的に楽になるだろうと、こんな思いをいたしておりますので、栗東が新駅とあわせて取り組みをしてくれるということを期待いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

びわこ学園の跡地の問題なのですが、これは今、まだまだ土地の所有権の区分の問題で若干の問題がございますので、これがきちっと計画どおり進めば、この土地は野洲市に返してもらえることになっておりますので、その時点で考えていきたいと思っておりますが、いずれにしても地元の意向は、やはりもともと福祉施設だったので福祉施設をという要望でございますので、考えるものについて考えたいと思っております。

次に、北野学区でございますが、4点目でおっしゃったのですが、東西医学研究所の施設の状況でございますが、これは非常にうまく話を進めながらやってきて、国の特区を受けようと、こういうことで進めてまいったのですが、いかんせん日本の国の医療制度、いわゆる薬に漢方の採択がないわけでございますが、一部加工した漢方、余り固有名詞を出してはいけませんが、ツムラなんかから出ているのですね、漢方薬。あれは加工しているから出るのでありますが、生の漢方を医療に使用した施設というのは非常に難しいということから、これは特区を受けることができませんでした。だから今、大学の名前も出しますが、滋賀医大と立命館大学の中でもう一度考え直そうと、一から協議をしようということで取り組みをいただいておりますので、できると思っております。それは何としても、やはり今西洋医学は非常に発展して、言うなれば、お医者さんの言葉をかりるならもう西洋医学は終局に来ているであろうと。物理的な、メスを入れて健康回復はできても、精神的な苦痛をいやす方法は漢方に頼らなければならないであろうと、こんなことをおっしゃるお医者さんもおいでですから、これは何としても実現に向けて、大学の皆さんに力を出していただいでできるようにしていきたいと思っております。

富波乙地先の信号の問題ですが、これは私も何回となく、県本部の交通企画室まで行きました。いろいろと協議をいただいておりますが、野洲市としてはここを信号機設置優先場所として位置付けをして、公安委員会に強く要望いたしておりますので、引き続きお願いをしていこうということにしていきたいと思っております。

竹生の高齢化の問題でございますが、非常に他の自治会に比べてポイントが高いということでございますので、これからもそうしたことを主に置きながら、老人クラブが主体となって活動をいただいておりますが、地域でのサロンの開催について、やっぱり協力を得ながらケアを進めていこうという考え方を持っております。

次に、祇王学区の富波甲、乙と辻町間のサブゾーンの排水対策、これは昨日も申し上げましたとおり、JRの電車基地を越さないといけないということと、下流の河川の排水断面が小さいということでございますので、これも先ほど申し上げましたように、雨水対策の中での位置付けをしながら、そして電車基地の下3カ所という計画があるのですが、これはとても物理的に無理な話ですから、1カ所でも大きく断面をとって排水計画を図っていききたいと、こういうふうに考えます。

次に、祇王駅の今後の取り組みでございますが、おっしゃいますように新駅設置可能性調査をいたしまして、新駅は将来必要であろうということから、合併協議の中で位置付けをしておりますが、今後は周辺の土地利用計画をつくりながら、その中で位置付けをして、JRに対して要望をしていこうという思いをいたしておりますが、今現在あります篠原駅の改築あるいはバリアフリー化をやっぱり優先的に取り組んでいきたいという思いをいたしております。こういうことになりますと、野洲市内にありますJR関係は3つございます。複々線の問題、新駅の問題、篠原駅のバリアフリー化、これだけございますので、一つずつ形を付けていただくように要望していききたいと思っております。

次に、給食センターの跡地利用でございますが、これは教育委員会サイドが検討すべきことでございますが、私は、今まで十分に設備投資をしながら厨房施設もかなり高度なものが入っておりますので、これをあと生かせるような方法で使っていきたい。例えば、1年か2年前に農産物の加工所をとかいうようなご意見がございました。北櫻地域につくってくれという要望もございました。そういう厨房器具を使って、大々的な農参加工所ではなしに、それぞれの消費者あるいは生産者が自分で使えるようなものに転用していけば、新しいまちづくりに生かせるのではないかと、こんな思いをいたしておりますが、いずれにしても、また文科省の建物だからいけないとかいろいろ出てくると思うのですが、私の

思いはそういう思いをして活用していきたいと、こういうふうに考えております。

次に、篠原学区でございますが、2点目でおっしゃった産業廃棄物処理業者の管理監督、これにつきましては若干固有名詞もお出しになって質問されたのですが、ああした間違いがありました。これはやっぱり我々の責務において十分な監督、指揮をしながら改善命令を出して改善していただく。その上で安全な処理体系を求めていこうという思いでございますので、十分配慮しながら取り組んでまいりたいと思います。

篠原駅前のライフラインの整備の中で公団混乱地域があるということでございますが、この地域が0.8ヘクタールございますが、これにつきましては、今まちづくり推進委員会というものをつくりまして、皆さんと協議しながら進めていこうという思いでございます。

5点目の篠原駅の南口の開口ということでございますが、いわゆる改札口をつくれと、こういうことで、これは篠原駅の駅舎改築の大きな一つのねらいとして、野洲市と竜王町が要望しているところでございまして、将来駅舎は橋上化になるということからこちらに入り口をつくっていただこうと、こういう思いをいたしておりまして、今まで篠原駅周辺土地基盤整備推進協議会、長い名前なのですが、近江八幡市と竜王町、旧野洲町とで組織して取り組んでまいったのですが、いよいよこのことが現実化に向かって取り組むことができる、ということになりました。昨日も申し上げましたとおり、近江八幡市と協議をしながら全体事業費の配分の率についても協議を済ませました。これからいろんな調査をしながら、20年に養護学校がオープンされるということになってございますので、それに何としても間に合わせたいというのですが、物理的に無理だということで、22年から駅舎の工事にかかっていただけのように進めていこうと。と申しますと、それまでに広場とアクセス道路が要る、ということになりますので、その辺を目標にしながら進めていきたいと思っております。養護学校の問題について申し上げますと、アクセス道路がああいう状況でございますので、現在から3年ほどかかってあの周辺の道路を整備しようということで、県が取り組みをいたしております。

次に、中里学区でございますが、特定保留区域のご質問でございましたが、旧中主町では当該区域の市街化区域への編入のための具体的な手続の検討をなさいました。当該区域の土地所有者や自治会の方々の参画の中で、新市街地まちづくり検討委員会を組織して活発な議論をなされたということでございます。その結果、当時滋賀県の住宅供給公社等が公共的団体が行う土地買収によって開発をしていこうということで、一定の方向性が決ま

っておったのですが、その後社会情勢の変化によりまして、滋賀県の住宅供給公社等いわゆる公共団体の開発が困難になったということと、合併の時期とも重なるなどの情勢の変化があったということでございまして、具体的な開発手法の決定には至っていませんが、最近になって、言うならば業者の方がいろいろと研究に入っておられるということもお聞きしておりますので、あの地域については早いこと開発ができればと、こういうふうにも考えております。

次に、湖南幹線の進捗状況でございますが、これは私も合併をしたと同時に、このことについては非常に大きな問題であろうというふうに受けとめまして、県に非常に要望をいたしております。そこで、県も情勢が情勢でございますから、今野洲川に橋をかけて完成断面で比留田までということは不可能であろうと、これは理解のできるところでございますので、私は2車線の仮断面で結構ですから、2車線の道を比留田から、まずは市道西河原童子川線までの区間をやって下さいと。そのことが中主小学校への通学道路にも結び付けるようにもなりますので、このことを県に要望いたしております。

それと、市営住宅の建築について自治会との協議、これは担当の方から答えていただきます。民生委員についてもお答えをいただきます。

新川の排水対策でございますが、現在県が家棟川から野田地先までの間、約1.5キロメートルについて年次的に改修を進めていただいております。これより上流部については、現在のところ改修計画はないということでございますが、その部門を改修していただきますと、ある程度上流部は楽になるのではないかと、こんなふうにも考えます。

次に、兵主学区についてでございますが、蓮池の里の処分場周辺の排水の浄化対策、これについてはいろいろと懸念をいたすところでございますが、言うなればあの辺一帯は河川と地下水が共に非常に鉄分が多いということでございまして、平生から赤い水が流れているとは言えないですが、たまっているようでございまして、琵琶湖の水位低下時期になりますと、それと連動して濁水状態になりますので、隣接の農業用幹線排水路から水中ポンプによりまして水を薄めながら流しているということでございます。ただ、埋設をした土地の下の地下水については、常時水質検査をして有害物質が発生していないか見極めながら排水をしていますので、そのことは一応安全であるというふうに考えております。

琵琶湖湖岸の遊休土地の活用でございますが、これは言うなれば湖岸に施設を誘致しようということで、私はあの土地を一日も早く有効に使うために、若干土地計画法上の問題がありそうなのですが、できれば、守山市を一部含んでスポーツ施設がかなり野洲市内に

もできておりますし、それから野洲高もああいう状況で非常に頑張っていてくれますので、高校、大学の練習の場として提供できる部分がございますので、そうしたものの宿泊施設でも、ホテルというラフォーレのような立派なものがございますので、あれではなしに、言うなれば、余り言うと失礼になるのですが、家族で泊まって気楽にできるような宿泊施設をやって、そこで合宿でもして、そしてサッカー場等で練習できるような、希望が丘もあるのですよ。あれだけの立派なトラックがあるのですが、アンツーカーの敷いたトラックがあるのですが、宿泊するところがないので、京都のあの辺の陸上の有名な学校が使いたいと言いながら、宿泊施設がないのでということでございますので、そういうものにすれば非常にいいのではないかとということで、あちこちにお話をしている最中でございます。

それから、県営の吉川公園の緑地ですが、これは県が年次的にやっていってくれますので、完成年度を示せとございますが、これはまだちょっとそこまで至っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それと、最後に言われました葬祭棟の建設につきましては、これは非常に長い間皆さんにはご迷惑をおかけいたしました、もとの旧墓地を改装して、転移送していただきました。新しい墓地の方へ替わってもらいまして、若干交渉の遅れた方がございまして着手できませんでしたが、今年の年のかかりには更地になりました。したがって、18年度で行政事務組合で斎場の実施計画をしようと、こういうことございまして、今検討委員会で規模、機能等について審議、検討をいただいております。予算的にも実施設計委託料として組合の予算で1,200万円計上して、19年度には着手したいという思いで今検討の最中でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目でおっしゃられたのですが、野洲病院の療養型について、これはきのうの質問にもお答えしましたように、24時間在宅で医療介護制度も整ってはきているのですが、やっぱり医療型の療養病床というのは必要だと思いますので、何としても野洲病院に検討いただきながら、野洲市としては支援をして整備をしていただきたいという思いで取り組みをいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

個々細かいところで抜けた部分があるのですが、こうしていいとこ取りでお答えを申し上げますと、あとを答える部長が、どこをどう答えたらいいかわからないというのが実態だと思いますけれども、その辺はお許しをいただきまして、答えていただきますのでご理解いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） ネットワーク野洲を代表されました鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、学区別課題のご質問中の祇王学区に係る7点目、祇王小学校の耐震診断と改築について、お答えをいたします。昭和53年建築の祇王小学校につきましては、平成16年度に耐震診断を実施しました結果により、耐震補強等の工事を実施いたします。この工事におきましては、外壁部鉄筋ブレース補強と快適な学習環境を整えるための内装工事等を行うものであります。

続きまして、兵主学区の6点目のバス通学の現状等についてのご質問であります。現在、中主小学校において通学バスを運行しておりまして、小学校からの距離が2キロメートル以上3キロメートル未満の行政区、野田、五条、安治、須原、堤、井口となりますが、そこに居住している1年生及び2年生の児童で希望する者、並びに3キロメートル以上の行政区、具体的には下堤、吉川、菖蒲となりますが、そこに居住している全学年の児童で希望する者を対象に運行を行っております。3月1日現在で、児童数131名が利用しております。また、保護者等からの要望につきましては、先般PTAからの停留所の変更要望がございまして、対応が可能でありましたので、18年度から変更させていただくことになっております。

それから最後、子どもの安全についてお話がありましたので、少し触れたいと思います。

子どもの安全確保につきましては、本市では主に学年体制での複数人数の下校の徹底や、交通、防犯の両面からの通学路危険箇所点検の実施と安全マップの作成を行っております。下校途中に1人になる児童の把握とその対策、それから登下校を地域全体で見守る体制の整備、安全指導の徹底、不審者情報の早期共有を図る取り組み等も進めているところでございます。また、警察等関係機関に対しましては、定期的なパトロールの実施依頼をお願いしているところでございます。さらに、市内小学校でPTAや地域の方へスクールガードを依頼いたしまして、下校時の迎えや見守りの取り組みも行っております。今後は、さらに子どもの安全確保に向けまして、点検と見直しを行いながら、充実した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、鈴木議員のご質問、総務部関係について私の方が

らお答えさせていただきます。

三上学区の第1点目の少子高齢化等の現状認識についてであります。平成17年12月28日現在の野洲市の高齢化率は16.4%で、三上学区は16.6%、特に三上学区においてのみが高齢化が進行しているわけではございません。全国的な影響を受けて野洲市においても少子高齢化が進行しており、対策が必要であると考えております。なお、宅地化などの土地利用が少子高齢化に対する決定的な対策というわけではなく、総合的に考えていくことが必要だと考えております。

続きまして、第2点目の今後のまちづくりについてであります。土地利用に関しましては、野洲市において農業は重要な基幹産業であり、市街地に隣接する農地であっても理由なく宅地化を進めてよいというものではないと考えており、今後におきましても均衡ある発展を目指すものであります。三上学区においては、国道8号バイパスの絡みもあり、道路整備とあわせた土地の利用方法についても考えていくべきであるとの認識に立っております。

第3点目の生活環境の利便性向上に関するご質問については、交通渋滞や日常の買い物等、不便な状況もあることから、国道8号バイパスの早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

そして、北野学区の2点目の野洲川堤外民地の利用計画と3点目の竹生剣先の利用計画についてであります。市三宅竹生地先の野洲川堤外民地及び県有地の活用、いわゆる利用構想につきましては、里の雑木林をテーマとした湖国風景公園として平成6年度に基本計画が策定されましたが、具体的な整備計画はまだ示されていない状況でございます。

そして、総務関係最後になるのですが、兵主学区5点目の水資源開発公社との関わりについてであります。独立行政法人水資源機構との関わりにつきましては、菖蒲地域の湖岸地域における松林の間伐事業やビオトープ事業等、地域を巻き込んだ環境保全事業に協働して取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、市民健康福祉部の方で1点だけ回答させていただきます。

中里学区の第4点目のご質問で、民生委員、児童委員の定数の見直しについてでございますけれども、民生委員、児童委員の定数の見直しにつきましては、3年ごとの委員の改

選時に人口の増加地域の委員定数の見直しを行うことになっております。中里学区では西河原の自治会が、民生委員1人当たりの対象世帯数が300世帯ということで、市内では4番目に多いという状況になっております。このことから、次の改選時期には、平成19年になりますけれども、この時期に合わせまして民生委員児童委員協議会に諮りますと共に、学区の自治会の意向を踏まえまして、委員の選出の見直しについて検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、私の方から都市建設関係の事業関係のご説明をさせていただきます。

まず野洲学区でございますが、少し市長の方が触れさせていただきましたが、4点目の平和堂周辺の道路の接続ルートの関係が抜けていたというふうに思っております。市道中畑小篠原線から市三宅北桜線へのルートということでございますが、これは一旦野洲病院から国道へ至る市道野洲小篠原線に抜けまして、その後区画整理区域内の、大行司1号線と言っていますが、その整備の方へつなげる予定ということでございます。これにつきましては、区画整理区域との取り付けの関係で、改良工事を来年度に実施する予定でございます。

それから、次は三上学区でございますが、5点目の県道野洲甲西線の交通緩和についてでございますが、この交通渋滞の緩和のために、三上小学校前交差点の信号を、市道への右折を円滑にするために時差式信号に変更していただきました。県に対しましては、引き続き右折レーンの設置を含めた交差点改良を要望しているところであります。また、国道8号との交差点についても拡幅等の改良をあわせて要望いたしておりますし、今後も続けていきたいというふうに考えております。

それから、北野学区でございますが、1点目の野洲駅北口線先線の整備と市三宅堤防右岸の対策についてでございますが、まず野洲駅北口線は都市計画道路として県事業で整備していただきますように、県に要望しているところでございます。今後は、野洲川旧北流の堤外民地で現在県有地の地域開発区域となっている部分の土地利用計画、また市三宅地先の市街化区域の区画整理事業計画、また野洲川廃川敷地の右岸につきましては、将来野洲駅北口線と県道守山中主線及び現在当市で整備をいたしております野洲川右岸線との接続を視野に入れた協議、検討が必要であるというふうに考えております。

それから、祇王学区でございますが、2点目の中ノ池川、童子側排水対策についてでございますが、これにつきましては、ご承知のように両河川とも県管理の一級河川でございますので、他の一級河川の整備も含めまして、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

それから、5点目の野洲中主線先線、竜王インターへの接続計画についてでございますが、これにつきましては地域の活性化や交流基盤の整備のため、また野洲中主線の先線としても重要な路線と考えておりまして、現在県の道路アクションプログラムには上がっておりませんが、近々見直しがありますので、採択されるよう要望してまいりたいと考えております。

それから篠原学区、これも一部市長の方から触れさせていただきましたが、6点目の養護学校誘致に伴う道路整備の詳細でございます。これにつきましては、養護学校は平成20年開校を目処に工事が進められております。これに関連いたしまして、片側ではございますが、近江八幡市から養護学校までの650メートルの間、幅2メートルの歩道整備を本年度から19年までの3年計画で進めていただいております。

それから、中里学区でございます。これも先ほど市長の方が触れさせていただきましたが、1点目の特定保留区域の今後の取り組み計画でございます。今後につきましては、検討委員会を早急に開催いたしまして、土地所有者の考え方を集約いたしまして、市にとっての有益性に係る検討を加えながら、市街化区域編入のための具体的手法につきまして、現在基礎調査に着手しております大津湖南都市計画区域区分の見直しに整合させて決定していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の市営木部住宅建設に伴う自治会協議ということについてでございますが、現在木部自治会から、入居者選定時には事前に地元自治会に連絡して協議願いたいとの要望をいただいておりますが、入居の選定につきましては、市営住宅の入居につきましては、公営住宅法及び野洲市営住宅管理条例の規定に基づきまして、公募が原則ということでございますので、前もって地元事前に協議するということではできませんので、そういうご回答をさせていただいております。ただ、他の自治会組織等の件につきましては、十分地元協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、環境経済部の関係のお答えをさせていただきます。

ます。

祇王学区の6点目の四大字辻ダム利用の水源確保でございますけれども、昨年3月に老朽化したしました用水管の清掃工事を応急的に実施いたしております。現在辻ダム用水管の改修工事を実施しているところでございます。また、ダム水生オオカナダ藻の除去についてでございますけれども、地元と共に今後の除去等につきまして協議をしてみたいと考えております。

篠原学区でございますけれども、まず第1点目でございますけれども、国道8号の騒音対策についてでございますが、騒音につきましては地元からの測定の要請はございませんが、市独自で年度ごとに測定地点を変えて実施しているところでございます。また、その騒音の簡易調査の結果におきましては、小篠原字大岩山地先の国道8号線沿いで実施いたしましたデータにおきまして、国が定めます規制値を超える時間帯が一部あることを確認いたしております。

次に、兵主学区でございますが、4点目の琵琶湖の動植物の実態とその保護についてでございますが、琵琶湖は世界有数の古代湖の一つとされております。生態系は非常に豊かでございますが、昭和30年代からの高度経済成長期における琵琶湖周辺の開発事業は、少なからず琵琶湖の生態系に影響を及ぼしております。代表的な現象といたしましては、湖岸ヨシ群生地の減少などにより、魚の繁殖場所が少なくなり、在来魚が減少し、これに反して外来魚が近年急増いたしております。また、浜辺の環境変化により水草の増殖、またヘドロの堆積などによりまして、シジミ等の貝類も近年はかなり減少しております。

これらの対策といたしましては、県では外来魚リリース禁止の普及に努めておられます。今年度は約8.5トンの外来魚を回収しております。また、本年度菖蒲地先の水田におきまして、県において魚のゆりかご水田プロジェクトが実施され、在来魚の産卵、繁殖場所としての機能再生に取り組まれております。また、市の取り組みといたしましては、菖蒲浜の再生を目指しまして、菖蒲浜再生対策事業を予定しております。今後も県の行うさまざまな琵琶湖に対する環境保全対策事業と連携をすることで、琵琶湖の水質保全を推進すると共に、生態系の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時41分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 鈴木議員の代表質問の中の兵主学区の4点目の琵琶湖の動植物の実態とその保護のお答えの中で、県において魚のゆりかご水田プロジェクトが実施されています。在来魚の産卵場所というところを「外来魚」と言ったそうでございますので、「在来魚」に訂正をさせていただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 篠原学区の第3点目の篠原駅前ライフラインの整備や道路整備と、4点目の公団混乱地域の適正処理についてであります。篠原駅前の約0.8ヘクタールの公共施設が未整備の地域でございますが、現在公団混乱も含めて、この対策につきましては、地域で組織されておりますまちづくり推進委員会と市がライフラインや道路整備等について話し合いを続けているところでございます。

そして、兵主学区の第3点目の県営都市公園吉川緑地の関係であります。平成16年度の吉川地区の整備に引き続き、下流に向けての工事が実施されております。市といたしましては早期の完了を要望しておりますが、県の予算の関係もあり、具体的な完了年度を示せる状況ではございません。なお、議員よりありましたパース図については、整備計画図はお手元に配付いたしましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） それでは、再度質問させていただきます。

まず、第1点目でございますが、ジニ係数の問題でございます。この問題は、簡単に言えば貧富の差が広がっているということでございます。ちなみにジニ係数と申し上げるのは、昔でいうエンゲル係数が変わったようなことで、今エンゲル係数は通用いたしません。市としても、やはりそうしたものを、アンケートをとればこのジニ係数は速やかに出ると思うのですよ。今後そういうことについて、ニートの問題、失業者の問題等さまざまな部分が出てくると思うわけですが、そうしたことをある程度把握しておかないことには、やはり対策というのが後手後手になりますので、その辺の考え方をお伺いいたします。

一般会計あるいは歳入全体、さまざまな市債についても、前段議案質疑の方でしましたので省略をさせていただきます。

次に、学区別の課題に関して申し上げたいと思います。

野洲川の廃堤敷利用は、総合的な福祉施策ということでございますが、野洲の皆さん方にどのような説明をされ、いつごろにこういうような計画実施に向けていけるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

そして、また西詰信号機ですが、五差路を四差路に改良する、あるいは南部用水の管がかなり高い位置にある。そういう部分の改良等を含め、今後どのような形で何年度ぐらいに向けて信号機が設置されるのか。

また、清算事業団の用地買収、複々線、これはさらに新幹線あるいは公共交通機関の一体化を目指して西日本と協議をしていくということでございますが、用地に関しましては、市長がおっしゃっていました利息の部分に関してはそれ以上に上がっているということで説明をいただきましたが、やはり当初の目的は複々線化対策ということで、JR複々線の用地を買っておりますので、その辺をよろしくお伺いしたいと思います。

駅前周辺整備でございますが、これも大きな事業でございますので、合併特例債等の起用によってインフラ整備を進めていってもらわなければならない。だから、本腰で受けとめてかかっていけるのか。大体年次ぐらいを示していただきたい。

次、三上学区についてでございますが、三上の土地利用計画の見通しということで、先ほど私が軒下までほ場整備されているということで説明をいたしましたが、今後の土地利用計画、それがどうなっているのか。そしてまた住民要望の生鮮食料品を含めるスーパーの誘致の見通し、あるいは国道8号線と県道との立体交差化の見通し、そして湖西というか湖南の方に入ると思いますが、菩提寺から高規格1号線へ抜ける道路進捗において、その交通量の緩和がどのような形で変わっていくか。そういう部分についてもお尋ねしたいと思います。

びわこ学園の跡地でございますが、土地所有権の問題ということで説明をいただきましたが、この問題についても恐らく抵当権設定の問題だと思っておりますが、それがどういう形で設定され、どういう形でもっていけば抵当権が抹消できるか、そういうような方策があればお教えしたいと思います。

次に、北野学区に入ります。市三宅堤防右岸の平地対策でございますが、以前に骨材協会との市三宅堤防の右岸の採取という話がございましたが、市三宅の皆さんは、今あそこにごみを捨てに来るといっているので、毎日パトロールをされているのですよ。非常に気の毒な状況に陥っておりますので、やはり市三宅右岸堤防の平地化、それに向けて竹生剣先の施設の誘致、さまざまな部分が私はリンクしていると思うのですね。例えば、東西医学研究

所が滋賀医大、立命館ということでジョイントをとってやっておられますが、これは平成17年度予算でしたかな、国の特区申請で予算化されていますね。その部分についてどういような形になって、特区が認められなかったということですが、予算化されている中での対応ですので、そうしたものについてどのような形になっているのかお尋ねしたいと思います。

そして、県道大津能登川長浜線危険箇所の信号機設置に向けての現況の取り組みでございますが、これは市長も優先してやっていくということでございますが、私もさまざまな部分で見せていただきますと、PTAあるいは各自治会からの要望が数多く出ておりますね。その件について協議をされたのがこれだけの冊子にまとまっているのですね。やはり、それだけの強い要望がある中、このまま放置しておく、住民の生命あるいは身体を守っていくということを行政が放棄したということになりますので、その辺は慎重に考えていただいて、一日も早い信号機付けを考えていただきたい。大々最優先課題としていつごろになるのか。その見解をお伺いしたいと思います。

そして、竹生の高齢化対策、サロンとかケアとかそういう問題ではないと思うのですよ。やはり若い人に来てもらって高齢化率を下げていって、老若男女がそこで生活できる一連の場所づくりをしていかなければならないという思いがあるのですね。今現在、竹生右岸堤防から上がっていくと、道路敷になるような形態のものがあるわけですね。そのまま放置されて草ぼうぼう、竹やぶになっていく。そうしたことを市としてはいつまで放置されるのですか。その辺の見解をお伺いします。

次に、祇王学区でございますが、祇王駅、これは特例債16億を見ておりますが、周辺土地利用計画あるいはその分に対しての調査、私はこの前の都市計画審議会の中でも申し上げましたが、篠原駅も大事ですけれども、やはり当初祇王篠原が合併する中で、祇王駅ということが位置付けられておりますので、その辺はやはり慎重に考えていただき、祇王篠原の中心的な核となるようなまちづくりを取り組んでいかなければならないと思うのですよ。だから、そういうような観点に基づいてどのようにお考えなのか、再度お伺いいたします。

次に、篠原学区でございます。この公団混乱地区、あるいは篠原駅前のライフラインについて、0.8ヘクタールに基づくまちづくり推進協議会、委員会ですか、これを立ち上げてやっていくということでございますが、今現在公共下水道が引かれていない部分があるのですね。私の方にも選挙の時を通じてだったのですが、下水道がつながっていないか

ら大変な目に遭っているというようなことがありますので、この辺のライフライン、特に公共下水道の接続見込みはいつごろになるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、中里学区でございますが、新川の排水対策、当然イオンあるいは木部の市営住宅等がこれから、今まで平面化になっていたものを今度立面が立ってくるわけでございますので、だから、やはり幾ら琵琶湖と新川の勾配がないといえども、断面を確保すれば若干の排水対策ができると思うのですね。下流から1.5キロということでございますが、その辺の断面確保に向けてどういうように今後取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

それと、兵主学区の琵琶湖湖岸の遊休土地の活用で、セミナーハウスとか合宿所とかいような説明をされておられました、大体いつごろを目処にやられていられるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

次に、葬祭棟の建設についてでございますが、実施計画、検討委員会、1,200万の予算を付けて19年度に着手されようとしておりますが、規模等がどういような形で取り組んでおられるのか。そういったものがわかれば、やはり予算が付いているのですから、1,200万の、その部分についてお尋ねしたいと思います。

次に、共通課題の野洲病院の療養型施設について、これは野洲病院を支援していくということでございますが、どのような形で支援され、どのような場所で、どこの場所で療養型を考えておられるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

そしてまた、東洋医学研究所というものを、漢方と西洋とさまざまな問題があると言われる中、先日の新聞で、ある大学の医学部が漢方と西洋医学とを併用して、そこで漢方の効果を確認していくということが載っていました。それはせんだってキリンが発売しているアガリクス、その効果が疑われてきたことによって、例えばがん患者がそれを使っていることによって延命効果があったと、そういうことが現に実証されているわけですね。でも厚生労働省の方はそんなものはきかないということで、患者がそれで抗議したのです。そうした中で、ある国立の医学部と漢方を研究しているところがジョイントして、そして漢方と西洋医学とを併用して研究をしているという一つの事例がございますので、そうしたところをやはり参考にいたしましてやっていただけたらいいなという思いを持っております。特区申請に関しまして、予算を付けたので、どのような形で推移しているのか再度お尋ねし、質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ずっと順序よく質問をしていただいたのですが、私の感ずるところだけ、特に申し上げたいところを申し上げます。

まず、1点目の廃堤敷の跡の利用なのですが、これは今現在専門の知識のある皆さんに情報提供をいただいて、将来福祉というものはどういうあり方をするのだというところからいろいろと検討をいただいて、年度内には一つの方向性を見出したい。先ほど申しましたように、老人ケア施設と申し上げながら、小型多機能的なものも必要なのか、在宅の障害者をケアできるようなホームグループも含んでもいいのか、その辺のことをじっくりと地元の皆さんと協議しないといけない部分もございますので、そういうものを年度内にはまとめていきたいという思いをいたしております。

J Rの清算事業団、これはやっぱり一日も早く複々線にしてもらおうと、これ以外に何もありません。絶えず言っています。そこで積み残された課題についても、一日も早くやってくれと、こういう思いをいたしているのですが、私が間違えたのではなく向こうが言葉を間違えられましたので若干突合したところがあったのですが、何か人ごとの責任のように、J R尼崎の事故のことを出してきておっしゃいますから、それはそちらの責任で起こったことで、我々にその罪を着せてもらっては困ると。これ以上言いませんけどちょっと議論をいたしました。

それと、びわこ学園の跡地、おっしゃるとおりです。もうそれ以外のことは何もありません。ただ、ご存知だと思いますが、今野洲市の所有地ですから、名義を変えてやらないことには抵当権が設定できない。こういうことで時間をかけているのですが、法人の中で手続上の問題がございまして、その手続が遅れることによってそれが遅れていると。だから、今野洲市の名義を即法人の名義に変えれば抵当が移り変わる、向こうがあいてくる、こういうことですね。時間的なことだと思いますけれども。

富波乙地先の信号、これは先ほども申しましたように、野洲市にとっては一番大切なところで、信号の順位としては1番に挙げているのですけれども、ただ皆さんもご承知だと思うのですが、場所の問題で一時期綱引きがあったのです。これは我々が関与するところではなかったのですが、綱引きがあったのです。そのことがやっぱり向こうに聞こえてまして、技術的に言うならどっちがいいのかという議論になっているのですが、地元には説明があったと思うのですけれども。そういうことを若干聞いていますので、技術的にどうかといいますと、片方は用地を買収して、車の流れる場所をつくらないといけないのではないかというようなことがあったりで、それは県が管理している道路ですから、県と協

議をしているという段階なのです。その辺のことがあったということで、我々は課長からは聞いております。しかし、何としても一日も早く付けてもらわないといけないということは私はわかっていますので、これはもう引き続いて要望していきたいと思っております。

吉川地先の合宿にするか、そういうものでちょっとスポンサーを探さない。中主の方には熱心な方がおいでですので、そういうことでお探しいただいているということで、やっぱりあれだけの土地ですから、一日も早く活用しないといけないという思いをいたしております。

葬祭棟は今検討をしているのですが、A案、B案、C案とあって、これはまた皆さんにも機会があれば相談申し上げなければいけないのだけれども、この間の新聞で大津市が発表されました。お参りする人が45人です。そこで皆さん考えられたときに、45人か、こういうことになると思うんです。やっぱり我々は少なくとも100人ぐらい、できれば2つ、これぐらいは検討したいと思うのですが、公共がつくるのはそんな程度でいいのだという言い方、新聞ではもっといやらしい言葉を使っていました。私は強いてそういう言葉は使いませんけど。小さくていいのだと、こういうことですね。大きい葬式はそれなりの施設があるではないかと。だから公共でつくるのはそれでいいではないかというようなことが載っていたのですが、我々は少なくとも100人ぐらいがお参りできる、議員さんにも野洲市から出てもらっていますので、2つぐらいのものをつくって、ところがまたいろんな問題が出る。真ん中の壁を薄いものでは、やっぱり宗教によって違いますでしょう、唱えるものが。こうなるとはいけないしとかいろいろ議論がありまして、非常にそういうことも含んで検討いただいております。面積は1階建てで650から700程度のもの、式場は2式場、90から110人入れるところを2カ所というようなことでございまして、それに必要な遺族の控え室とか僧侶の控え室とか、要りますわね、休憩所。それはもう2つつくったら2つ要るので、そういうようなものを火葬場のこっち側、川側、空いた土地がございまして、もともと墓地でしたけど、そこへ建てていこうということで検討をいただいているということです。

野洲病院の場所をおっしゃいましたが、場所はまだ未確定でございまして、私が考えていますのは、今現在のあそこは地理的にも非常にいい場所でございますので、あの場所あの場所で残そうというのですが、残念なことに表の病棟は新しく建築基準法に基づく建物なのですが、裏側の中核となる手術室、検査室、リハビリもある。あの部分が耐震補強をしないといけない。そうすると病院を、患者さんがおいでになるのに耐震工事をしない

といけないということは大変費用もかかります。だから、どこか新しい土地を求めて、病院の中核となるものは新しいところへ移して、外来棟と療養型をあそこへ残してはどうかと、こういう話もしております。確たる野洲病院の計画ではありません。私の思いは、そうしてあその土地は残して、裏側の建物はつぶして駐車場にしたらいいと。新しくできるところに外来と内科、整形外科、手術室とか、各棟にある器具を入れる場所をつくってやったらどうかということで、病院では二、三の候補地を持っておられます。それはまだ病院の理事会にもかかっていませんので、また今後検討していただくということで、考え方としてはその方法が利口ではないかと、こんなことも考えておりますので、ご理解をいただいております。

私の方からは以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目のジニ係数を市としてもとれるのではないかと、市でそういう係数を調査して対策が後手にならないようにということについての見解を求めるとのことでございますが、私どもはまだまだ勉強が不十分でございますが、ジニ係数は大体全国的な経済動向という形でとらえておりますので、市としては先ほどお答えいたしましたように、やはり市が抱えている就労問題、雇用の問題、雇用自身あまり市が全面的に施策的にできないのですが、市として取り組める雇用問題等々がジニ係数の要因になる部分で市にある部分について、今後政策的に取り組んでいくという形で進めたいと考えております。

三上の土地利用計画、今後の利用計画についてのご質問でございますけれども、今現在今年度、来年度で策定する総合計画、また国土利用計画、都市計画マスタープランの中で、地元の意見を聞く機会等をとらえまして、そういう中で計画を策定していきたいと考えております。

そして、東西医学につきまして、先ほど議員の方が特区申請ということを言われたわけでございますけれども、17年度に特区申請では、そこまでちょっといきませんで、それまでに全国都市再生モデル調査に応募申請を行ったところでございますが、6月24日付の連絡で内閣官房都市再生本部から不採択ということで、もう一度計画の練り直しというところ辺で、先ほど市長が答弁しましたように立命館、また滋賀医大と、どういう手法がいいのか今現在検討しているという状況でございます。このために、今年度見ました調査費については、今3月で減額補正ということをお願いしている状況でございます。

祇王駅の件でございますけれども、新市まちづくりの中でも位置付けておりますし、今現在策定中の総合計画、また国土利用計画、都市計画マスタープランの中で、これを一つの副都心として市として取り組んでまいりたいという形で考えております。また、これについてはさまざまな形でご意見を聞きながら、新しい魅力あるまちづくり、副都心として市の新しい拠点という考え方で取り組んでまいりたいと考えております。

そして、篠原学区の公共下水道の接続がいつごろであるのかというご質問でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、今地元と、この接続というのは管をどう整備していくかという地権の問題が絡んでおります。そういう中で、今現在土地所有者と居住者の方でまちづくり推進委員会という形をつくっていただきまして、今議論をさせていただいております。公共下水道については喫緊の課題でございますので、この整備手法について具体的に詰めていくという段階でございますので、まだいつごろということは明言はできない、まだその問題が解決していないという状況でございます。

以上が、総務関係でございます。

議長（荒川泰宏君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、野洲学区でございますが、野洲川橋西詰の信号機についての今後の目処をということでございます。これにつきましては、先ほど市長の方からご答弁申し上げましたが、現在の変則五差路を四差路にするための設計案を県の方でやっていただいております。今現在、琵琶湖河川事務所等河川管理者等との協議中でございますので、この設計案が固まりましたら、次は実施設計、それから工事計画が考えられるわけです。ですから、現在のところ何年着工という目処がまだ立っておりませんので、できるだけ早くこの工事を進めていただきますように、私どもとしては要望していきたいというふうに考えております。

それから、駅前整備の件でございますが、これにつきましては、先ほどもお話がありましたように、土地利用につきましては本年度策定ということで、これに合わせまして、駅前のバリアフリーの整備関係も今年度策定をしておりますので、バリアフリー関係、これはJR、それから県道もありますので、関係機関の協議を18年度進めたいというふうに思っております。その後整備にかかろうというふうに予定をいたしております。河川整備につきましては、現在事業手法、それから補助メニューを検討中でございますので、これも18年度できるだけ早い機会に目処を立てていきたいなというふうに思っております。

それから、三上学区でございますが、まず菩提寺からの高規格道路、これは多分1号バイパスのことだと思っておりますが、これにつきましては平成12年度に事業化されまして、現在一部着工をされているということでございますが、これにつきましては誠に申しわけないですが、私どもの方で最終完成時期までお聞かせいただいている状況でございますので、またわかりましたらお知らせをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、同じくお話の中で、これは質問かどうか私の方がうっかりしているかわかりませんが、国道8号と県道の立体交差の件というお話があったように思ったのですが、これにつきましては、まず国道8号バイパスが先ということでございますので、これに先んじて立体交差を考えるということは、今現在国の方も県の方も考えておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

それから、北野学区の市三宅堤防の平地化の件でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、野洲駅北口線から野洲川右岸線との接続ルート、これを野洲川新線の方に都市計画決定をされたルートがございますが、これにつきましては現在の国土交通省関係から指摘を受けておりまして、現在の方線どおりのルートでは困難であるという判断をいたしておりますので、改めてこのルートを考え直す必要があるかというふうに思っておりますので、その中で平地化関係につきましては検討を加えていきたいというふうに考えております。

それから、中里学区の新川の排水対策で、断面確保ということでございますが、先ほどご答弁させていただきました下流部分の1.5キロ、これは野田地先までということですが、ここまでは道路の対岸が土地改良区域でございましたので、用地買収の方が容易でございますが、1.5キロまでは今県の方で事業化をしていただいて、幅員が10メートルから11メートルを約22メートルに広げていただく、倍の断面にさせていただくということで、現在工事をしていただいております。この工事につきましては、まだ数年かかるということでございますので、この数年の間に、先ほどもご答弁の中でありましたように、上流部の排水状況を見ながら、今後必要であれば県等に要望していくというふうに考えたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 近江富士団地のスーパーマーケットの件でございます。

れども、その当時野洲町農協、平成9年にスーパーマーケットを撤退されました。その後、行政といたしましても農協、現在JAおうみ富士でございますけれども、そこに生鮮食料品等を販売できる店舗を誘致していただくことにつきまして、働きかけておるわけでございますけれども、当然その当時誘致されました経緯等もございますので、今後も引き続きJAおうみ富士の方に早期誘致できますように働きかけていきたいというふうに考えております。

議長（荒川泰宏君） 次に公明党、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。平成18年3月定例会において、公明党市議団を代表して質問させていただきます。昨日来より質問が重なる点があると思っておりますが、誠意ある回答をよろしく願います。

まず初めに、市長の施政方針及び教育長の教育方針から4点お伺いいたします。

まず1点目、三位一体改革の評価と財政運営への影響及び第2期改革に関わりお伺いいたします。ご存知のように、三位一体改革は国庫補助負担金の制度廃止、国から地方への税源移譲、地方交付税見直しと、3つの改革で進められてきました。平成14年6月には骨太の方針2002と、そして三位一体改革の方針決定がなされ、15年度に骨太の方針2003として補助金改革4兆円の数値目標を設定、16年度に骨太の方針2004として税源移譲3兆円の数値目標を設定、交付税改革については、数値目標を設定しないという事で取り組まれてきました。

地方と国の思いの開きや省庁の既得権などが絡み、なかなか進まない、大変困難な改革ではありましたが、16年度から18年度の国庫補助負担金改革の総額は4兆6,661億円、税源移譲に結び付く補助金改革は3兆1,176億円、税源移譲額は3兆9,000億円という結果で、ようやくまとまったものであります。

ところで、この三位一体改革の目的は、国と地方の税財政を見直し、地方分権社会を推進することではありますが、これまでの評価は大きく分かれているところであります。本市として、この一連の改革についてどのように見ておられるのか。また、市長は施政方針で地方交付税の見直しは18年度の予算編成に大きな影響を及ぼしていると言われておりますが、我が市への影響、特に新年度予算及び今後の財政運営への影響はどのようなものなのか、見解をお伺いいたします。

2点目に、教育施設の整備についてお伺いいたします。食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない等食生活の乱れが問題となって

おります。朝食の欠食は1回の食事の摂取量が多くなり、肥満など生活習慣病の発病を招く要因にもなります。そのために、子どもころから食習慣をいかに身に付けるかが大変重要となってまいります。このほど政府の検討会は、国民の食生活の改善と健康増進を目指す食育推進基本計画の最終案をまとめ、来年度から2010年までの5年間で朝食をとらない欠食の小学生をゼロにすることや、肥満児童の減少などを目標に掲げております。また、学校給食での地場産物の使用を全国平均の21%から30%以上にするとしております。

本市においては、学校給食センターが中主、野洲両給食センターを統合し、新たな施設を整備することになりました。また、合併に伴う中学校の完全給食も実現する運びとなりました。市長は児童・生徒に安全でバランスのとれた給食を提供すると言われましたが、学校給食の地場産物の使用についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、栄養教諭制度が平成17年4月からスタートしています。地域の状況も踏まえながらですが、栄養教諭の位置付けを本市としてどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

3点目に、学校の安全対策についてお伺いいたします。去る2月17日、長浜市で起きた幼稚園児殺害事件は、関係者並びに県民をはじめ、大きな衝撃を与えました。昨年より登下校の子どもをねらった許しがたい凶悪犯罪が相次いで起こる中、身近なところで起きた長浜市の犯罪に触れ、二度とこのような痛ましい事件が起こらないことを切に願うものです。このような犯罪を防ぐため、政府は昨年12月20日、犯罪対策閣僚会議を開き、登下校時の安全を確保するための緊急対策を決めました。その内容は、

- 1、全通学路の緊急安全点検
- 2、すべての学校における防犯教室の緊急開催
- 3、すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ
- 4、学校安全ボランティア（スクールガード）の充実
- 5、路線バスを活用した通学時の安全確保
- 6、国民に対する協力の呼びかけ

の緊急対策6項目を3月までに実施するほか、スクールバスの導入の検討や国民への協力を呼びかけております。2006年度予算案でも、文部科学省の子ども安心プロジェクトに前年度比の2.5倍、約26億円の予算が計上されております。具体的な施策では、防犯の専門家や警察官OBらを登用したスクールガード・リーダー900人から2400人

へ大幅に増員されます。スクールガード・リーダーは、1人当たり約10校程度の小学校を受け持ち、定期的な巡回、専門的な視点から防犯対策の指導などを行います。今回の予算措置によって、私立小学校を含む約2万3,000の小学校をカバーできる見通しとしております。そこで、緊急対策6項目の取り組みについてお伺いいたします。

次に、本市においても多くの方にスクールガードとして参加いただいておりますが、スクールガード・リーダーの位置付けをどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

4点目に、特別支援教育についてお伺いいたします。この件につきましては、何度か質問させていただきましたが、特別支援教育の体制整備を早急にとの保護者の声も多く、再度お伺いいたします。

アスペルガー症候群の子どもを持たれる保護者の方から、次のような声がありました。知的な遅れはなく、必要な支援が受けられれば通常発達児と同様に学習、社会性を身に付けることができるが、個別支援が難しい現状のままでは、担任、保護者にばかり負担がかかり、勉強もどんどん遅れ、ソーシャルスキルを身に付けることも困難であります。高学年に入り、学習も複雑になり、ますます通常発達児との差が開きつつあり、来年度へ向け、本人は夜も眠れないほど大きな不安を抱えております。何とか早急に体制整備をしてほしいとの切実な思いを聞かせていただきました。

平成17年4月より発達障がい者支援法も施行され、また特別支援教育制度が平成19年度から実施されますが、特別支援を必要とする子どもたちは日々成長し、思春期に差しかかる大切な時期を迎える子どももいます。教育長の教育方針にも、一人ひとりの個性を生かす学校教育の推進のため、特別支援教育に引き続き取り組むとありますが、このような保護者の声をどう受けとめておられるのか。また、今後一人ひとりの個性を生かす教育をしていくためには、1対1の加配体制、ほほえみ指導員の増員、特別支援教育コーディネーターの充実、教職員の教育、研修等が急がれると考えます。具体的な取り組みと以上の見解についてお伺いいたします。

次に、自治体による成年後見制度の活用推進についてお伺いいたします。認知症のお年寄りや知的または精神に障害のある方などで、判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上、看護についての成約や遺産分配などの法律行為等を自分で行うのが困難な方を保護し、支援する制度として、成年後見制度があります。しかし、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと、また後見人の認定の難しさなどから、制度の利用

がいま一つという状況にあります。事業実施状況見ると、平成16年4月1日現在で実施しているのは616市町村、全市町村のわずか19.7%に過ぎません。昨年8月、厚生労働省は、市町村長が後見人を立てる場合の要件を大幅に緩和いたしました。高齢者をねらった悪質商法から高齢者を守るため、また介護サービス、障害者福祉サービスの利用の観点から、認知症の高齢者、また知的障害者にとって、この制度の利用が有効と認められています。この制度の活用推進について真剣に取り組んでいく必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 公明党代表者の梶山議員の代表質問にお答え申し上げます。

まず、平成18年度の施政方針に関するご質問の第1点目の三位一体改革の評価と財政運営の影響、及び第2期改革についてでございますが、まず三位一体改革の評価につきましては、地方自治体は地方の自主性と自立性を高め、地方の責任で運営するべきであると考えておりますし、したがって国が示す小さくても効率的な政府、三位一体改革の推進は総論として評価するものでございますが、今後の第2期改革については、権限と財源の確実な税源移譲を伴うことを期待いたします。

ちょっと私の思いなのですが、三位一体の改革は単に3つの案件ではなしに、中央集権から地方主権へと社会システムの再構築を行おうという意味の方が多いと私は思います。そこで三位一体の改革が本格的に進むに従いまして、地域主権に向けての動きが目に見えて加速しなければならないのに、その意味がなくなっているのではないかと、こんなふうに思います。しかし政府から示された内容は、三位一体の改革の美名のもと、国の財政再建のみを目的としたことだと言わざるを得ないような実態が出てきております。権限がほとんど移譲されないことや、財源の移譲先が市町村なのか県なのか不明確でございます。特に県を重視しているのではないかと、こういうひがみ的な考えを私は持っております。

そこで、地域主権の実現に向けまして、県より基礎自治体である我々に、やはり市町村に多くの権限と財源を移譲されてこそ三位一体の改革が成り立つのではないかと、こういうふうに思いますし、国の財政再建のみが優先されるならば、それは国が栄えて地方が滅びるというだけのことではないのかと、こんなふうにも思いまして、まだまだこれからの三位一体の改革に大きな期待を寄せるところでございます。そういうことで、総論的には

三位一体の改革については評価をしていこうと、こんな思いをいたしております。

そこで、本市の三位一体の改革の影響でございますが、まず国庫補助負担金等で新たに公営住宅の家賃対策等補助金が廃止されました。それと児童手当の負担金の引き下げがございました。それを合わせますと、約3億2,700万の減収となりますし、一方、税源移譲などによりまして約3億4,000万円の増収となったと。しかし児童手当の支給対象の拡大ができました。これは梶山さんも非常に熱心に取り組んでいただいておりますが、その支出が約2,100万円増となったと、こういうことでございまして、負担を下げて拡大をしてきたということでございますので、非常に苦しい増額となったということでございます。

地方交付税では、地方財政計画によりまして17年度決算と今の18年度の当初予算を比較いたしますと、特別交付税で約2億円、旧中主町の普通交付税が約1億円と、案外こう言いますと、少ないのではないかと言うのですが、なかなか16年度と17年度の比較が、旧野洲町で2億2,000万ございましたからね。旧中主町では18億受けておられた。それが7億から減ったと、こういうことですね。16と17で非常に大きな差がついたのですが、17年度と18年度は17年度の決算見込みを見ていると、そう莫大な交付税は見られないということから、1億円の減収と特別交付税の2億円の減収をしたと。この程度で言うと非常に軽く見えるのですが、そうではないということを申し上げておきます。

最後に質問を受けました自治体における成年後見制度の活用でございますが、最近独居老人あるいは高齢者のみの世帯が急増してまいっております。特に、介護保険制度や障がい者自立支援法によります契約手続が非常に困難な事例も発生しておりますので、このことからおっしゃいます制度の利用相談も増加しております。その都度当制度の利用について適切なアドバイスを行っているところでございますが、この制度は今後もますます必要性が高まっていく制度であるということ認識をいたしておりますので、この制度の周知については、現在市民課の窓口や高齢者福祉課の窓口にパンフレットを設置しまして、今後も各公共施設すべてにこうしたものを置きながら取り組んでいきたいと思っておりますし、18年度に申請します地域包括支援センターにもこういう相談窓口として利用いただけるような支援の制度も周知をしていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あとは教育長の方で答弁をいただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 公明党を代表されました梶山議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成18年度の教育方針に関するご質問の第2点目の教育施設の整備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、学校給食の地場産物の使用についてでございますが、学校給食は食に関する指導の生きた教材として、重要な位置を占めるものでございます。今年度は春菊、大根は野洲、中主両給食センターともその30%以上を地元から供給を受けております。現在、学校給食への地産地消の促進を図るため、学校給食検討委員会を設置いたしまして、地域でとれた新鮮なもの、安心して使える野菜を供給できるよう検討している状況であります。地元産品の納入にあたっては、年間を通じた供給や納入量などの問題がございますが、今後も地元産の新鮮で減農薬の米とか野菜等を食材として、これまで同様、積極的に取り入れてまいります。

また、栄養教諭につきましては、当制度の活用によりまして、野洲給食センターの栄養士が栄養教諭の資格を取得いたしました。これまでも栄養士の資格で各校園を訪問して、給食の栄養指導に携わってございましたけれども、今後は市内の各校園へ教諭の立場で年間指導計画に沿った給食指導を行い、子どもたちに対する正しい食育を展開していきます。

次に、第3点目の学校の安全対策につきましてお答えをいたします。まず、政府が子どもの安全確保のためにまとめました6項目の緊急対策についてであります。1点目の全通学路の緊急安全点検のため、市内全校園の通学路における危険箇所を点検いたしました。点検後の対応につきましては、市としましてのガードレールや道路照明の設置等の交通安全面及び不審者対策等の防犯面での対応等、総合的な取り組みが必要でありますことから、平成18年4月より新設されます生活安全課と連携いたしまして、取り組みを進めていきたいと考えております。

2点目の防犯教室の緊急開催についてであります。既に今年度におきまして、不審者侵入を想定した防犯教室でありますとか、あるいは避難訓練を実施しているところでございます。

3点目のすべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げについてであります。市内及び近隣市で発生しました不審者情報につきましては、学校教育課へ情報が寄せられてきます。その情報をもとに市内の全校園はもとより、守山警察署や守山野洲少年センター、その他市内の関係機関へファックスによる情報配信を行っております。また、野洲市のホ

ームページへも情報を掲載しているところであります。

4点目の学校安全ボランティア、いわゆるスクールガードの充実についてであります。現在市内6小学校区におきまして、235名の方にスクールガードの活動をしていただいております。このスクールガードの主な活動としましては、下校時の迎えと見守りにより、子どもの安全を図る取り組みを主なものとしております。平成18年度におきましても、さらにスクールガードの増員をお願いしまして、子どもの安全確保に向け、一層充実した取り組みを進めたいと考えております。

次に、5点目の路線バスを活用した通学時の安全確保についてであります。本市においては、主要幹線しか運行しない路線バスの活用は困難であるというふうに考えております。また、市内循環バスの活用に向けましては、運行時刻や運行数、安全な活用方法等、検討課題が多くございまして、実際に活用に至るまでには時間がかかるというふうに考えております。そういう状況でございます。今後、国や県の指導を受けながら検討していきたいと、そのように考えます。

6点目の市民に対する協力の呼びかけにつきましては、市内のコンビニエンスストアへの協力依頼や、野洲市ホームページによる市民への協力依頼をしているところであります。今後さらに多くの方の協力が得られますよう、あらゆる場を通じて依頼していきたいと思っております。

続いて、スクールガード・リーダーの位置付けにつきましては、県教育委員会の指導のもと、昨年10月から本年3月の間に市内小学校へ二、三回のスクールガード・リーダーの巡回指導を行っております。次年度も引き続き指導を依頼すると共に、本市スクールガードの方を対象にした研修会の開催に向けた取り組みも前向きに検討してまいります。

第3点目の特別支援教育についてお答えいたします。特別支援教育推進体制の整備につきましては、学校教育における極めて重要な課題であると認識しております。アスペルガー症候群をはじめ、軽度発達障害の児童やそのご家族の不安の声は、特別支援教育推進体制整備の現状に対する厳しい評価に由来するものであり、本市の学校教育に対する切実な期待に他ならないと受けとめております。その喫緊の課題の解決に向けまして、今後も学校と一体となった取り組みを強化してまいります。特別支援教育推進体制の整備に係る人的配置の拡充につきましては、1対1対応の加配配置は実施できませんが、特別支援教育担当の市費支弁教員を1名増員し、本年度の3名から次年度は4名で対応いたします。さらに、県費負担教職員の増員につきましても、今後引き続き滋賀県教育委員会に強く要望

してまいります。また、今年度はすべての小中学校において校内委員会を設置いたしまして、特別支援教育コーディネーターを指名して、推進体制整備に取り組んできましたが、次年度は、単に取り組みを継続するだけでなく、より一層組織的、計画的、かつ継続的な特別支援教育の実施に向けて取り組むように、各学校をきめ細かく指導してまいります。特別支援教育推進体制整備に係る取り組みのかなめは、教職員の資質と能力の向上であります。このため、本年度は本市単独で2回の特別支援教育に関する研修会を実施しましたが、次年度は5回の研修会を計画しております。市、県、国が主催する研修会だけでなく、各学校における校内研修会の充実を通じて、教職員の専門性をより一層磨き、特別支援教育が目指すところの「すべての子どもたちに生きる力を培う学校教育の創造」に向けて全力を傾注していく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに市長にお伺いいたします。三位一体改革について、るる昨日からいろいろとさまざまな答弁をいただいておりますが、非常に厳しい状況であるということは答弁からも聞いておりますし、これからの対策を考えていかなければいけないと思います。

本来、合併というのは、中主町と野洲町とが合併して野洲市となり、1年5カ月になりますが、財源確保ができ、そしてまた住民の皆さんへのサービスがよりしていけるということが大きな目的ではなかったかと思えます。先ほど市長の答弁の中にも、地方の責任でしっかりと運営していかなければいけないというお答えではございましたが、その厳しい中で、答弁の中では今後のこの厳しい財政状況の中、今後の財政運営について、市長会等を通じて要望していきたいという、そういう返答でございました。

そこで、さまざまな権限と移譲の問題はありますけれども、今たちまちにおきましては、非常に住民の皆様が不安を抱いておられますこの支出に対する財源確保をどのようにしていくのかということが大きな課題となってくると思いますが、市長ご自身はこの財源確保をどのように考えていこうと思っておられるのか、再度見解をお伺いいたします。

それから、市長の答弁で後見人制度のことを答弁いただきましたけれども、成年後見制度につきましては、これから新しく設置される地域包括支援センターにも設置して取り組んでいかれるということで、少し安心はできるわけですが、市によっては条例をつくって取り組まれ、力を入れておられるところもあります。野洲市では、伺いますと、野洲市成

年後見制度利用支援事業実施要綱が平成17年4月1日から施行ということで、要綱もつくられて取り組んでいただき、他の市町村では条例も要綱もないところが多い中、こうして努力されているところは評価していきたいと思いますが、これから生涯老いる中で、こういった自分で判断できない弱者と言われる方々を守っていくのは、やはり公的な支援でしかないと思いますので、この後見制度をこれからも各公共施設にも、今は市役所2カ所にパンフレットを置いていただいておりますけれども、全公共施設にも置くということで、また広報等でもこの制度を皆さんにわかりやすく周知徹底していただきたい。これは要望しておきます。

次に、教育長に再質問させていただきます。学校給食の地場産物の導入につきましては、今春菊と大根について30%以上は用いているということでありました。今後、この地場産物の導入については、ただいまの答弁では学校給食検討委員会を設置して考えていきたいということですので、また中学校給食ができ、7,000食の大きな食事になってまいります。こういった中で先ほど答弁のありましたように、国が目標としております30%以上をしっかりと、地域の安全で安心な食材を取り入れていただけるよう、これも要望しておきます。

また、栄養士の方が栄養教諭になられたということで、本当に力強い限りでございますが、これからは先ほど申しましたように、食育の大切さを児童・生徒に訴えていくことが大きな課題になってくると思います。さまざまな家庭環境はあるかと思いますが、朝ご飯を食べてこない児童・生徒が多くなっているということで、非常に勉強の能率にも影響しているデータがあることは、さまざまところで発表されております。国も、これからの施策として、「早寝早起き朝ごはん運動」を全国的にアピールして展開していくことも今訴えております。そして、児童・生徒に健康で健全な毎日を暮らし、また最高の状態で能率よく勉強できるようにと取り組んでおります。そういう中で本市も、これからも栄養教諭による児童・生徒への正しい食育を展開するということでしたので、栄養教諭の方の食育も踏まえ、また教職員の方からも随時一人ひとりに確認しながら、国も朝ご飯を食べない児童・生徒をゼロにするという目標を定めておりますので、野洲市におきましても、朝ご飯を全員がしっかり食べて勉強に励めるように、しっかりと確認しながら取り組んでいただきたいと思っております。これも要望としておきます。

次に、学校の安全対策についてですが、路線バスの運用は困難、また循環バスの活用についてもこれから国、県の指導を受けながら考えていきたいということでありましたが、

やはり国もこの路線バスの運用、路線バスをスクールバス、また循環バスをスクールバスとして活用していった、子どもたちを守っていこうということで、指標も出しておりますので、ぜひこれがかうように時間帯を工夫しながら、下校時に合わせた循環バスの時刻表の見直し等を早急に行っていただきながら、少しでも利用したいと望んでる方が利用できるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、6項目の中で、今緊急な安全対策、緊急安全点検をしてさまざまな、ガードレール等取り組んでいただいておりますが、安全マップもつくっているということで、先ほど来ておりましたが、子どもたちの参加はどうだったのか、その辺お伺いしたいと思います。さまざまな新聞、テレビ等を見ておきますと、子どもの目線で危ないところをチェックしていく、保護者と教職員と一体となって、保護者だけ、また教職員だけが見ている危険地域と、子どもたちが感じる危険地域が違うということで、一緒になって点検し、また安全マップも子どもたちが中心となってつくっている状況が放映されておりました。私はこの方法は非常に子どもたちの危機感を感じ、本当に安心して登下校ができるいい方法だと思いましたが、この件について、子どもたちも参加されたのかどうか、質問させていただきます。

次に、特別支援教育についてお伺いいたします。まず初めに、この特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態調査はされたことがあるのかどうか、お伺いいたします。なかなか外見では見えない発達障がい児は本当にたくさん言われていると思いますが、さまざまな観点から見ていかないと、気がついたときには手遅れであるというケースが非常に多いと伺っております。私は期間をかけてでもこういった調査はまず必要、そしてその調査のデータをもとに体制整備をしていくことが非常に大事と考えます。この点、まず1点お伺いいたします。

次に、特別支援教育コーディネーターの取り組みについて、保護者の方から、今コーディネーターがおられるけれども、もっともっと充実したコーディネーターにしてほしいという要望があります。今の答弁では、組織的、計画的、継続的な特別支援教育の実施をしていくということでしたが、具体的にはどのような方法で、具体的な内容がわかれば教えていただきたいと思います。

次に、特別支援教育に関する研修会を、前回17年度の2回から今回5回にふやして行われるということで、非常に安心できる部分ではありますが、研修会を行っても、やはり成果としてあらわれなければ意味がないと思います。成果のある研修をぜひしていただき

たいと思いますが、これはどのような方法で5回されるのか。対象者はどれぐらいの方を対象にされているのか、再度お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 合併して1年半が過ぎまして、いよいよ3回目の予算編成と、こういうことでございますが、どうも三位一体の改革を人ごとのように言いながら、いい方策だ、いい方策だ、地方を重視した方策だと言いながら、結果的にはまだこうした未完成の部分があるということでございますが、人ごとに頼っているよりも、やっぱり自らが自立したまちをつくっていかねばいけません。先ほども申し上げましたとおり、地方分権あるいは三位一体の改革というものは、やっぱり自立責任と自立決定のもとにおいて取り組むべきであろうと、私はこのように思います。

そこで、昨日の質問の中で、私は財政改革、体質を変えていかねばいけないのではないかと、こういう思いをいたしております。だから、量の削減と質の転換をやるということを中心に置きながら、構造改革の視点で取り組んでいかねばいけないのではないかと思います。量から質への転換という言い方をすれば、質の転換が量の削減に結び付いていくのではないかと、可能となるのではないかと。それがさらに自己決定、自己責任のまちづくりを可能にしていくのではないかと思います。したがって、歳入と歳出のバランスを考えて自立していく。ちょっとややこしい表現なのですが、こういうことをしながら、いわゆる歳入と歳出との乖離を縮小させる、これが財政改革ではないかと思います。

そこで、自立、自己責任のもとに財政運営をやっていこうということになるのですが、自主財源を保障することはどういうことかと申しますと、やはり課税客体の把握、あるいは現在行われている税制上の中での取り組みをしながら、自己決定にふさわしい財源を求めていく。それが自己責任であろう、地域づくりであろうと思います。

そこで、今まで3割自治、3割自治ということで、3割が地方で7割が国だということと、その3割の運用によって国のありがたい補助金を受けていたということなのですが、私はこの三位一体の改革のあり方は、やっぱり国が5なら地方も5だと。5対5で対等にやっていってこそ地方が成り立つのではないかと、こんなふうにも思います。

そこで、歳出の自立、これは非常に難しいと思います。過去においてバブルで膨らんだときの行政体質を、今の真の住民のニーズに合ったスリムでフットワークのよりよい体質に転換していこうと思うと、まずやっぱり量の削減をやらねばいけません。こういうこ

とになってくると思います。

今までですと、地方、我々は百貨店形式で拡大する行政サービスに対して、ときには借金まで重ねて、あるいは公共の領域を確保するためにはさまざまな拡大した解釈をもってやってきたと。そのツケが今来ているのではないかと、これはもう誰しも思うところだと思いますが、そうした体質を拭い取って、そしてこれからの責任ある財政運営をやっていかなければいけないと、こういうふうに思います。市長会で国に要望しますということは簡単なのです。ところが、要望する国が果たして財政が裕福かということになると、これはあり得ないことですから、先ほど申しましたように、地方が減びて国も減びていく結果になっていくのではないかと、こんなことも思いますので、余り国にも頼れませんが、これからの財政運営、自己財源を確保するということは、歳入に見合った歳出予算を組んでいく。そのことが自己財源を確保していく、それがひいては住民のニーズに合ったスリムなフットワークの行政体に戻っていくのではないかと。こんなことを思いながら、行財政改革を進めていきたいと、こういう思いでございますので、今これとこれとこれをもって自主財源を確保しますという事は言いがたいことでございますので、こういう思いを住民の皆さんと共に共有しながら、そして自主財源の確保に努めてまいりたいという思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

要望とおっしゃっていただいたのですが、最後の後見人については、あらゆる公共施設で、そういうことも必要でございますから、拡大をしていこうと思っておりますので、ご理解をいただいております。

私の方からは以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の再質問にお答えをいたします。

1つ目ですが、路線バスあるいは循環バスのスクールバスとしての利用についてございますけれども、ご存知のように、路線バスにつきましては、子どもたちが利用できるようなところをなかなか通っていないといいますが、幹線だけでございますから、ちょっと難しいだろうなというふうに思います。一遍検討はしますけれども。

もう一つ、循環バスでございますが、これも目的がございますから、それをすぐにスクールバスにというようなことも、教育委員会が勝手に言えることはありませんし、一遍相談をしてみたいと思っております。現時点では難しいと私は認識しております。

それから、安全マップを作成するのに子どもたちが関わったかどうかということでした

ね。これにつきましては、主として教職員、ほとんどの小学校が教職員、それからその他にPTA、警察による点検も行われています。それを取り入れているというか、警察にも協力してもらった。1校だけ、児童が実際に自分たちの通学路についてこうだということ先生に報告して、先生も確認をするということで安全マップをつくっていったと。こういうような状況で、児童が関わったというのは1校だけでございました。今、私の手持ちのデータでは、ほとんどが教職員です。

それから、特別支援教育の実態調査でございますが、これは今ふれあい教育相談センターなんかにも、もう就学前からいろんな障がいを持っている子どもたちが早期に発見されて、そして療育を受けています。そういうようなことから、野洲市本市では子どもたちのそういう特別支援が必要かどうかということは、早く発見ができるような体制が整っているというふうに思います。したがって、今、実態調査というのはしていません。

それから、コーディネーターですが、どういう先生がなっているかということについてははっきりわからないのですけれども、当然これは障がい児教育の経験者が、あるいはそういう研修を受けた者がコーディネーターをしていると、私はそういう認識をしております。

それから、特別支援教育に関わります研修会、これも大事なことなのですけれども、実効性を上げよと、こういうことでございました。これは教育研究所で講座を来年は5回開設いたしまして、積極的に学校現場から受講するように働きかけていきたいと、このように思います。これはやっぱり、まず特別支援教育に関わろうとしますと、障がい児に対する知識が必要でございますので、そこら辺学校に強く働きかけていこうと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは、最後に市長にもう一度お伺いさせていただきます。

今、いろんな市長の思いを聞かせていただき、非常に三位一体改革が難しいということも聞かせていただきましたが、今、市長の答弁の中で、住民の皆さんにわかっているように共有してやっていきたいということで、市長の予算基本方針の中にも、平成19年度移行は非常に厳しい財政状況になり深刻な財政危機を招くおそれがあると。野洲市では平成18年度中に財政健全化計画を策定、公表し、市民の理解と協力を得ながら大幅な歳出の削減、歳入の確保に着手していくこととなると。昨日からも何回も聞いていること

なのですけれども、私はここでもっと野洲市民の意見を聞かなければいけないのではないかとこのことを思います。

先日、3月11日ですけれども、自治会の皆様と懇談会を持たせていただきまして、190億の予算案の主な内容、これから審議される内容ということで、主な項目をお伝えしながら皆様の声を聞かせていただいておりますが、皆さんが一番関心があるのは、やはり我々が出している税金がどれだけ無駄なく有効に使われているのかということが一番大きな意見として質問がありました。そういう中で、私も答えられるものと答えられないものと、非常に行政の細かいところまでは十分返答できないことも多く、私なりに答えさせていただきましたが、そんな中で、私は市長にもっともっと住民との接点を持ってほしいというふうに思います。

今回、18年度の6項目のまちづくりの大きな項目が出まして、新規事業、拡充事業、継続事業等がこれから取り組まれていきますが、こういった内容におきましても、市民に周知しながら、また、野洲市が新市となってどのようなまちにしていけば本当にすばらしいまちになるかというのは、やはり市民の皆さんも期待しておられますし、また、こういったまちにしていほしいという思いも抱かれております。

そういう中で、今、広報等には市長への意見とかそういう中で、また市長ご自身も時間があれば学校に行っていたり、団体の方々との懇談会も積極的に持っていただいておりますが、広報による市長への意見も、住所と名前を書かれている方はきちんとフィードバックされるわけですが、無記名でされている方も非常に多いのですね。無記名で投書された方から、市長に送ったのだけれどもどうなっているのかわからないと。名前を書かれましたかと言いましたら、書いていませんと。それではフィードバックのしようがないです、市役所に出向いて、どうなったかということをお願いいただかないとわからないですということも、そういうことも余りご存知ないようで、私はこういった冊子が、市長からの答弁ということで冊子ができておりましたので、それを持ってその箇所をコピーしてお渡ししましたが、こういった形ではまだまだ市長と住民との関係はできないと思います。

今、89自治会ありますけれども、私は全自治会に市長自ら出向かれて、このまちづくりの基本方針、このように野洲市となって1年5カ月経ち、今年度平成18年度はこういうことを重点的に行い、皆様に喜んでいただけるまちづくりに市長として努力されているということ、多くの方々に知っていただくと、余りクレームもなく、市長に来ていただ

いて説明していただいたということだけでも、非常に市民は納得されるのではないかと思います。ぜひ、今まで自治会から要請があつて行かれたところはあるかと思いますが、私は要請があつたところではなくて、全自治会を対象に計画を立てていただき、参加者はどうあれ、全自治会に出向いて住民の皆様の意見を、どうしていけばこの財政厳しい中運営していけるかということを書いていくことも大事ではないかと思ひます。私は先日意見を聞かせていただきながら、そういうことも痛切に感じたところでございます。この件について、再度市長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

教育長の方には要望させていただきますが、この特別支援教育、これは本当に難しい、1足す1は2では出ない、大変難しい問題であると、私も相談を受けながら一緒に問題を抱えて取り組んでいるところでございます。一番保護者の方が心配されておりますのは、今の状況の中では保護者、担任の先生が付いて何とか付いていっている状況ではあるが、どんどん高学年になり、そして社会人になったときに、本当に自立していけるのかどうか、本当に一人前になって税金を払っていけるのかどうか、そういうことを今の段階できちつと手を打っておかないと手遅れになる。手をかければ自立した社会人になれるのに、そこを手をかけなかったばかりに、社会人になって大きなツケが回ってくる。そういうことに非常に不安を抱かれております。そういったことを真剣に受けとめていただき、毎年1名ずつ専門員をふやしていただいておりますが、予算の関係があるのか、人材不足なのか、その辺はわかりませんが、もっと大胆に教育にお金をかけてほしいと思ひます。

今の財政の中で要望されても応えられなかったかもわかりませんが、やはりこれからは教育が一番大事になってくると思ひます。しっかりと教育をしていけば、社会人になって大きく、また税収の根幹にもなつてまいりますし、これから未来を担っていく子どもたちに本当に不安なく、また保護者も不安なく安心して教育を受けられ、教育長がおっしゃっております本当に一人ひとりの個性を伸ばし、個性輝く子どもたちに全員が育っていけるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひますし、また教職員の教育研修におきましても、他の市に負けないすばらしい専門性を持った教職員が野洲にはいると言つていただけるように、効果のある研修、またその後のフォロー等をしっかりといただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

市長、最後よろしく願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に心が温まるいい提言をいただきました。私も常々その

ことは大切にしておりますし、具体的に申し上げますと、18年からはトークに出ております。既にこれで3回目の会場を終わっております。10人ぐらいの皆さんがお集まりいただいて、出てこいというのだったら出ていこうというのですが、担当は5人でいいと。5人集まってくださったら出ていけと。それはそれでよろしい。もう既にそういうこともやっておりますし、そこでお願いしておりますのは、やはり住民主体のまちづくりを進めていくためにはこうだというような基本的なことから、予算のことに至ってもお話をしているのですが、冒頭申し上げますことは、今日は皆さんのまちづくりに対して提言をお聞きに来ましたから、要望はやめて下さいなど。要望をしていただきますと、私は応えられない部分があるのですと。やはり部長を連れていって出ないといけないと。まちづくりの提言でしたら、私一人でよろしいからと、こういう形でやっていただいております。

そこで、いろいろ広報制度、あるいは広聴制度を含めまして、今7つの方法を持っているのですが、今おっしゃったように市長への手紙、かなりたくさんいただいております。しかし、必ずそれには返事を出すことになっております。おっしゃるように匿名があるのです。匿名だからどうということではなく、匿名でも各担当におろしまして答えを書きなさいと。それで、答えはつくってもらって私のところに来て、直接は課長のところに行くのですが、それはやっぱりインターネットに載せております。だから、そういうことで、こんなことを匿名ではなしにはっきりと名前を言っていただいた方がいいなという部分もあるのですよ。だから、そういうことのないように、自分の主張をするなら自分の所在もはっきりして、お互いに意見交換をするということが正しいのではないかと、こんなふうにも思いますし、また、市長への手紙は1年に2回まとめまして、冊子にしてお配りをしておりますので、そこにも匿名の分は載っていると思いますので、そういうことで対応してまいりたいと思います。

何はともあれ、私は市民の皆さんと協働したまちづくりを進めていこうと、こういう思いでございます。協働とは参画をしていただく、ということになりますと、先ほどの自己財源の話にも結び付くわけなのです。参画をしていただくことは負担だということです。税金を使わずとも、住民の皆さんが参画して行政を助けてもらう。これは負担ですわね。税金を納めてもらったことになりますから。その辺からの論点でまちづくりを進めていきたいと、こういう思いで税金を高く上げることばかりではなしに、参画をいただくことが住民負担をお願いしていると。そしてまちづくりをしていくのだということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

どうぞ、おっしゃっていただいたらどこへでも出ていきます。そのように皆さんにもPRしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を4時35分といたします。

（午後4時22分 休憩）

（午後4時36分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、日本共産党野洲市議会議員団、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、日本共産党議員団を代表いたしまして質問を行います。

まず1点目に、市長の所信表明と平成18年度市予算案についての質問であります。

ご承知のように、今、市民を取り巻く暮らしの現状は「景気は回復基調」とは裏腹に厳しいものがあります。この間見ましても、国の財政破綻、経済破綻のしわ寄せを、構造改革という名のもと、税制面での増税と減税廃止、社会保障の切り捨てを進め、その一方で法人税の減税やリストラ支援など、大企業優先の政治が行われています。

このような大企業優先の利潤優先、規制緩和、市場原理主義によるルールなき資本主義の結果、雇用と所得の破壊、中小企業の倒産、廃業が進み、国民の貧困と所得格差が新たな広がりを見せ、重大な問題となっています。

例えば今、全国的に見ますと、生活保護を受けている世帯は100万世帯を突破しています。就学援助、就学扶助を受けている児童・生徒の割合は12.8%であります。これはこの10年間で2倍以上にもなっています。さらに、貯蓄ゼロ世帯は23.8%であります。この所得格差は国際比較を見ましても、OECD（経済協力開発機構）の調査によりますと、貧困世帯とは全世帯の等価可処分所得の半分以下しか収入のない世帯のことを

定義付けていますが、これによりますと、日本の貧困率は15.3%、これは加盟各国25カ国の中で第5位、25カ国平均の10.2%を大きく上回っています。

このように、貧困、社会的格差の広がり根底の一つは、先に言いましたように雇用の破壊、とりわけ大企業における労働者のリストラ、新規雇用の抑制、その一方で正社員を減らし、派遣や請負、パート、アルバイトなどの非正規雇用の増大を進めていることにあります。当然のこと、低賃金と無権利状態に置かれています。加えて、これまで指摘しておりますように、連続的に推し進められている庶民増税、社会保障の相次ぐ切り捨て、改悪が貧困、社会的格差に一層追い打ちをかけています。

一方、小泉改革が進める構造改革は、地方自治の破壊をも進めています。市長の所信表明でも触れられていますように、政府が進める三位一体の改革は、地方自治体財政に大きな影響を与えています。昨日の答弁、本日の答弁でもありますが、三位一体の改革は課題もあり、そぐわないところもあると言いながら、一方で税源移譲の前進などとして、全体として小泉内閣が進める改革を市長は評価されています。果たして本当にそれでいいのか、疑問と思います。このことは、再三言われておりますように、本市の予算案を見ましても、地方交付税が大きく減額され、国庫支出金等も減額されております。また、児童手当は拡大されましたが、財源を地方自治体に押し付けています。これらにより、本市の予算編成は困難を余儀なくされています。

予算案は基金の取り崩しで何とか対応されていますが、次年度19年度においてもこのような状況が続くならば、予算の編成が今後見えてきません。合併の際には、特例債や地方交付税の特例交付などのあめをちらつかせ、政府は推進しましたが、いまやその論拠は破綻したと言っても過言ではありません。

そこで、市長にお聞きしますが、

1点目に、このように小泉内閣が進める地方自治体と市民を犠牲にする構造改革、あるいは三位一体の改革をどのように評価されているのか、改めてお聞きいたします。また、私は自治体財政と市民の暮らしを守る市の最高責任者として、構造改革すなわち規制緩和万能と今進めている市場原理主義路線の変更を政府にこの際主張すべきと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

2点目に、市長の施政方針では、このような政府の改革に対して、真の自治力が試される時期に来ていると言われました。私自身、一般論として自治力を付けることについて否定はしませんが、問題は小泉内閣の政治のもと、地方の自治力を高めるにはその限界を超

えるような今の悪政だと考えております。市長の言う自治力というのは何なのかをお聞きいたします。

3点目に、限られた財源であります、その中でも無駄と不必要な歳出は市民の立場に立って見直しをしなければなりません。後でも質問をいたしますが、市民多数がやめるべきと考えている新幹線栗東新駅への負担、また終結すべき同和関係予算を聖域にしていること、さらには今議会でも提案されております議員をはじめとする特別職の報酬引き上げに関わる予算、これらが計上されております。一方で、昨日の審議でも問題になりましたが、例えば幼稚園の預かり保育の保育士予算を削減するなど、これらの予算編成の考え方は市民の要望ではありませんし、理解が得られない計上と考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、本市の同和行政の終結について質問を行います。この問題もこれまでから再三取り上げてきましたが、新年度予算を審議する定例会であること、その中で予算を見る限り、市民の終結への願いに反し、これまでどおり施策を推進されようとしていることは、私は問題と考えます。行政のあるべき姿と民主主義の重要な課題、問題として、改めてお聞きいたします。昨日の議案審議でも野並議員が指摘しましたが、私は改めて長年取り組んだ同和行政の到達と成果、これを行政がどう認識され、今後どうあるべきなのかという観点から質問を行います。

昭和44年にスタートいたしました同和対策事業特別措置法以来、地域改善対策特別措置法、地域改善財政特例法など、時限立法による同和対策事業が推進され、平成13年には三十数年の成果と到達の上に立ち、特別法が廃止され、同和対策は終結されました。この間の取り組みにより、住環境、就労、教育などの格差是正が図られるなど、大きな成果を上げてきたのであります。このことは、私は野洲市においても同様と考えます。このことは、これまでの2町の基本計画でも、地区環境改善事業、いわゆるハード事業は相当な成果をおさめたと規定されています。これに伴い、旧中主町では早くに小集落改良事業の完工式も行い、個人施策も段階的に廃止し、同和対策審議会も廃止してきたところであります。ところが、旧野洲町では差別ある限り同和問題は存在する、同和対策は必要との立場で、新市にこの考えが踏襲され、同和関係指針や計画が策定、あるいは現在検討中であり、この結果、新年度予算を見ましても、関係予算は聖域とされ、事業予算は過大に計上されています。

そこで、改めて問題提起しますが、本当にこのような施策の推進が必要なのか、市民が

求めているのかということであります。決して私は望んでいないと思います。市が進める問題点の一つは、市民には今なお差別意識があるとして、その結果、就労、所得、結婚、教育などに大きな格差がある、そのため同和教育、人権教育が必要というものであります。これにより、これまであらゆる教育、啓発がされてきました。しかし、その基本は先に言いましたように、そもそも市民に差別意識があるという認識からのスタートであり、いわゆる差別発言・事象をことさら事件、犯罪と位置付け、この是正のため教育、それどころか確認、糾弾で人権を訴えるというところが問題なのであります。

一方、市民を啓発の対象とする人権教育と啓発は、憲法に定められた市民の内心の自由を侵害するものでもあります。そもそも、市民の意識改革は市民の自主的な学習と地区内外の住民の自由な交流によって進むものであり、行政の役割はそのための条件整備をすることです。

私は、人間は有史以来、理性と良心を持ち合わせ、これが人間社会の中で成長し、社会の発展を形成していくものと確信しています。よって、時々のおちを正せるのが人間社会であります。これを同和行政問題で言うならば、本市でも先に言いました三十余年の市民の取り組みの中で今日の成果と到達を経て、終結の時期となっているのであります。それをも否定することは、すなわち人間が持ち得る理性と良心、ひいては人間成長を否定するばかりでなく、このまま同和行政を続けることは、行政自身が未来永劫市民と市民との間に垣根をつくり、人権と民主主義の発展をより阻害し遅らせるものの何ものでもありません。

以上、基本的な点について述べましたが、1点目にはそもそも市民には差別意識があるとして内心の自由まで否定する解放同盟と行政主導の人権教育、すなわち同和教育を廃止されることを求めますが、見解をお聞きいたします。

2点目には、特定の運動団体及び関係団体の主義主張に基づく事業と運動に、市行政が後押し、推進することは、行政の公平性、民主主義を阻害するものでありまして、あってはならないと考えますが、これらに関連する予算上の補助、負担の廃止が必要と考えます。また、個人施策の廃止と一般対策への移行を早期に進めるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、イオン出店とまちづくり及び地元商業支援について質問を行います。

この問題も一貫して議会で主張してきましたが、単に一大型商業施設を誘致するというだけではなく、市民の暮らし、地元商業にとりまして重大な問題であるだけに、まちの将

来、まちづくりにも関わる問題であります。当初これが慎重に検討されることなく、安易に誘致が推進されてまいりました。その後、商工会あるいは関係自治会とも協議を進められてきましたが、今なお課題は山積しております。この間の市長及び行政の説明では、イオン出店につきまして、4月工事着工、今年秋にはオープンとしています。その中で、商工会との協議では大筋の合意ができたとして、店舗の増改築、バリアフリー等についての補助制度、また今後の対策として共同店舗構想を含む商工業振興事業補助金等をするものとしています。

そこで質問いたしますが、1点目には、今回の商業者と商工会への補助は、市が主張するイオンとの共存を保障することができる店舗増改築補助と専門家による営業指導のための補助とされていますが、これで対策が可能なのかどうか。また、商業ゾーンにおける検討のための補助では、共同店舗構想もありますが、この関係で地元商業者全体との支援、活性化にとって、どのような効果、波及を想定されているのかをお聞きいたします。

2点目には、自治会との協議を継続されておりましたが、現時点での対策と課題はどのようなのか。

3点目には、青少年問題として、より一層、言うまでもなく事件、事故が多発している今日、対策と課題について、これもお聞きしておきます。

4点目には、乙窪工業団地問題と関連する、以前にも質問いたしました近江ニスコへの橋設置問題であります。この間進展がありません。言うまでもなく、行政財産を特定の企業に使用させているという状態が継続しております。早期の解決が求められていますが、現状、解決の目処についてお聞きいたします。

4点目に、安心・安全のまちづくりについての質問を行います。

質問の1点目に、防災について若干質問をいたします。現在、市では防災無線の実施、自主防災組織等の確立などを推進されています。その中で、防災計画も策定中であります。そこで、震災対策であります。地震における避難場所の問題では、市内各所の自治会館あるいは公共施設を一次避難あるいは二次避難場所と規定しています。しかし、多くの公共施設は、耐震問題では避難場所としての基準を満たしておりません。これでは絵にかいたもちでありまして、現実には震災時避難所としてはならないわけでありまして、この点、今後避難場所としてこれを満たす耐震構造にしなければならないと考えますが、一次避難、二次避難場所の耐震の現状、今後の対策と計画をお聞きいたします。

2点目には、以前から防災計画策定にあたり、本市の計画の中に原発の事故を想定した

ものにするよう求めてまいりましたが、当時の答弁では、県との調整、協議を必要とされてきましたが、いよいよ策定段階ですが、これらが網羅されている防災計画となるのかどうかお聞きいたしておきます。

次に、安心・安全のまちづくりの2点目の質問であります。ご承知のように、全国で相次ぐ児童に関わる悲惨な事件は後を絶ちません。県下では長浜市で、まさかと言われる、不審者による事件ではなく子どもを守るべき保護者による事件まで発生いたしました。事件そのものは固有の問題があるかと思いますが、その中で共通する課題と問題点を検証し、対策をとることが必要であります。

長浜の事件では、まだ断定はできませんが、保護者と園側との意思疎通が弱く、その結果、不安、ストレスもありあのような悲惨な結果になったという分析もあります。もしそうであるならば、結果論としてではありますが、もっと対策をとっておけばよかったとも考えられます。

いずれにしましても、子どもの安全は行政と社会、つまり政治の責任であります。

そこで1点目に、この事件を検証され、本市における保護者と園との現状を検証すべきと考えますが、課題と対策はどうかをお聞きいたします。

2点目には、12月議会でも問題になりましたが、不審者情報の問題であります。不審者についての情報は、自治会館及び各コミセンにファックス等を送信し、徹底を図っていますが、これでは十分ではありません。当然コミセンの休館日もありますし、自治会館もすべてが常勤というわけでもありません。よって、このような体制ではなく、例えば、結果的には市民のボランティアなどにも頼るのでありますが、自治会ごとに基本的、確実に在宅されている方を募り、この方を基地として情報伝達網を構築されること、このような方法も考えながら、確実な情報伝達をとるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

昨日の答弁では、スクールガード体制については充実を図ると言われましたが、情報の伝達と共有についても、昨日の答弁では防災無線等の活用も言われましたが、見解をお聞きいたします。

3点目に、中主幼稚園と小学校の通園バスの問題であります。幼稚園バスにつきましては、先の答弁で停留所の変更、見直しも表明されましたが、例えば井口や堤においては、集落内運行ではなく国道まで出なければなりません。このことにより、国道を横断しなければなりません。安全を求める声が寄せられています。防犯上の問題も含め、集落内を運行するルートの変更が可能なかどうか、また小学校の通学バスでは、例えば野田の場合、

五条までとなっています。野田の子どもが利用する場合は、バスそのものは五条までとなっています。これを野田まで延長させるルート変更はできないのか。このようなことを含め、この際運行ルートの見直しを、通学上の安全の問題とあわせ検討すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

大きい5点目、ご承知のように、アメリカ産牛肉の輸入再開を行いました。わずか1カ月でアメリカ側のBSE検査体制や安全対策の不十分さが明らかになり、再度輸入が禁止されました。多くはご承知だと思いますので申し上げますが、この問題は昨年12月定例市議会で日本共産党議員団が提出いたしました「安全が確認されるまで輸入再開をしないことを求めた意見書案」の指摘どおりになったわけであり。残念ながらこの意見書は否決されましたが、今日の新たな事態を踏まえ、日本政府の対応が今問われています。

そこで市長にお聞きいたしますが、市長は行政の責任者として、市民の命と健康を守る責任があるわけであり。とりわけ、常々、食の安全性や地産地消を標榜されております。その立場から、この問題では、先に言いましたように結果として輸入再開にオーケーを出し、意見書は否決されましたが、市長自身は政府に文字どおり安全性が確認されるまで輸入再開しないよう申し入れるべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

6点目、都市整備、治水の問題について若干質問をいたします。

新市のまちづくりを推進する上で、基盤整備は重要な課題であります。同時に、市街地における雨水、排水対策は、今なお開発が進む本市にとりましても重要であります。先にも質問がありましたが、中畑の土地区画整理事業も、平成20年には完成いたします。野洲の都市部で集中豪雨になれば、浸水するところがあるわけであり。駅前の滋賀銀行周辺北口、久野部の民家の集中しているところ、これらの問題解決のためには、童子川の上流部分の都市排水の整備をすると共に、祇王井川の分離、地下パイプ化などの整備が必要と考えます。市長の施政方針あるいは答弁では、市内河川の良好な維持管理に努めると言われましたが、それで一日も早くと言われましたが、今、市が考えている事業は合併特例債事業によるものでありまして、これでは期限10年であり。それだけに、早期の具体的対策が必要と考えますが、その目処について改めてお聞きいたします。

最後に、非核都市宣言と平和事業の取り組みについて質問をいたします。

ご承知のように、野洲市では旧中主町、旧野洲町で宣言していましたが非核都市宣言を踏襲し、先の12月議会では全会派の共同提案によりまして、野洲市非核都市宣言を行いました。

そこで、今日今なお核兵器保有国の存在、それどころか核兵器保有を宣言する国が後を絶たない中で、核兵器の廃絶は、日本のみならず世界の緊急第一義的課題であります。とりわけ、日本の果たすべき役割は、唯一の被爆国であるだけに重要であります。同時に、野洲市においても、先に言いましたように、核兵器廃絶を願う市民の総意として非核都市宣言を行ったものでありまして、これを推進するためにも独自の事業が必要と考えます。そこで、これを推進するための事業を行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、日本共産党野洲市議会議員団、小菅議員の代表質問にお答えをいたします。

質問の中で、小泉内閣だとか政府だとか、我々はこういう言葉は使わずに「国は」という表現をしておりますので、何か個人的な中傷になるような思いもいたしますので、勘弁していただきたいと思います。私の方から大まかな内容について申し上げますと、若干抜けているところも出てくるのではないかとということです。あとは各部長に説明をいただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず第1点目の市政と市予算の評価についてでございますが、国の構造改革についてご質問なさっておりますが、7つの改革のプログラムを組んで骨太の方針だということで、聖域なき構造改革をやるとういうことでございますので、先ほど梶山さんのときにもお答えしましたように、やはり改革は必要でございますので、大きな期待を寄せております。

その中の経済再生、いわゆる民需主導による経済社会の活性化についてでございますが、日本経済がバブル後と言われた時代を抜け出したという現実から考えて、総論的には高い評価に位置付けすることはあると思います。また、この改革による地方財政や市民への影響に関しましては、地方の意見や国民の声を十分に反映した改革としていただきたいということは、常々要望をしているところでございます。

なお、国に向けて規制緩和と市場原理主義路線の変更を主張すべきとのご意見でございますが、国の政策については市長会等を通じて議論いたしておりますが、必要に応じては意見を申し上げることになっておりますが、現状ではその必要があるという認識には立っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、自治力についてのご質問でございますが、地方分権社会、あるいは地方自治体も生き残りをかけた競争の時代に入ってきたと、こういうことを常々申し上げますし、

また地方分権の推進は地方自治体の基本原則に基づくものでございまして、民主的にして能率的な行政の確保を図ることを目的に、地方公共団体は健全な発展を遂げよと、こういうことが保障されております。そのとおりでございまして、これの具現化をいたすことが自治力の強化だと、こういうふうに受けとめております。

続いて、新幹線の負担やその他の財政支出につきましてでございますが、市民のご意見をお伺いする中で必要な予算として計上させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の同和対策事業の終結についてのご質問でございますが、まず同和教育についてのご質問であります。同和教育は人権尊重の精神に徹しまして、今なお現存する部落差別を一掃すると共に、同和問題から提起される諸課題の解決を目指して行う教育であります。このことから、同和教育は教育の根幹を支えるものであると、このように受けとめております。したがって、実践にあたってはすべての学校、園、地域社会、家庭において推進しなければならないと考えております。このことが、野洲市で進めている同和教育の基本理念でございます。このことから、本市では行政と市民が協働して差別のないまちづくりに向けて、今後とも同和教育、人権教育に積極的に取り組んでまいります。

次に、特定運動団体に対する補助金に関するご質問でございますが、ご質問の特定団体に対する補助金につきましては、本市としては行っておりません。しかし、本市の同和問題に対する取り組みの姿勢と同じ同和問題の早期解決に向けて積極的に取り組みをしているそれぞれの団体等に対しましては、その事業内容と事業効果が認められるものについては、今後も継続して補助、負担をしてまいりたいと考えます。また、個人施策の廃止等については、同和地区住民の自立支援として必要な施策は今後も引き続き対応してまいります。答申にも一般施策の実施状況や同和地区の現況を踏まえ、同和関係予算のとらえ方を含め、同和行政全般にわたり検討すると共に、一般施策の有効かつ適切な活用を図ることのできるよう検討する必要があるとの意見をいただいておりますので、その都度検討してまいりたいと考えております。

ここで、預かり保育のことをちょっと言われましたが、通告にはなかったのですが、このことは担当の部長からお答えをいただきます。

3点目のイオンの出店その他の対策についてでございますが、このことは小菅さんは絶えずご心配いただいて、議会のたびに質問をいただいております。まずご質問でございますので、お答えを申し上げます。

商業者と商工会支援策及び共同店舗構想についての考え方のご質問でございますが、具体的な支援内容は、既に皆さんにも御報告申し上げておりますし、商工会を通じましていろいろと話し合いをしまして、結果、野洲市小売業活性化構想の策定がございます。これは、市内商業の現状を総括し、今後のあり方を調査、分析するものでございまして、またイオン株式会社の集客力を生かせる隣接商業地の活用方策について、来年度において検討を進めるための支援も予定いたしております。

さらに、個店への経営面に対する支援といたしましては、県が実施する専門家派遣事業の個人負担分の一部を補助いたします。個人支援制度といたしましては、店舗新築等に県制度融資を利用された場合には、その利息の一部を補助いたします。また、店舗新築等に合わせまして福祉向上や環境負荷軽減に対する整備を実施された場合には、その一部を補助する支援策も考えております。経営負担の軽減策としましては、売り上げが一定減少している商業者が県制度融資を利用された場合は、その利息の一部を補助してまいりたい。これは昨日も答えたとおりでございます。さらに、イオン株式会社へのテナント出店をされる方については、その経費が必要でございますが、その経費を金融機関等で借り入れられた場合に、その利息の一部を補助してまいりたい。さらに、支援策に係る協議につきましては、中主町・野洲量商工会からそれぞれに要望書をいただいておりますので、以降、今日まで協議を重ねて一定の確認をさせていただいておりますので、ご報告を申し上げます。

また、市有地の商業ゾーンの活用に関しましては、先ほど説明いたしました検討支援において、商工会を主体とする検討会を設置して、専門家の意見を踏まえて対応する予定でございます。いずれにいたしましても、商業者支援の実施にあたっては、利用状況や実効性の検証を加えながら進めていく所存でございます。

次に、自治会協議における対策の課題ということでございますが、野洲市大規模小売店舗出店連絡協議会におきまして、イオンから大店立地法の基準により策定した交通量や騒音データ等をもとに、その対応についての説明を受けております。

この中で、交通問題に関しましては、渋滞の発生やそれに伴う生活用道路の抜け道化などが想定されますことから、この対策といたしましては、各方面からの自動車を混雑なく収容するための来店ルートの周知や団地内の進入禁止の立て看板の設置、さらに渋滞時には交通誘導員を各出入りに配備するよう計画を持っていただいております。

また、騒音に関しましては、大店立地法の基準内の範囲におさめるとの説明を受けてお

ります。青少年問題につきましては、委員からさまざまな意見をいただいております。これらの課題以外にも光害、いわゆる光の害の問題などについても意見がございます。今後、連絡会を通じて問題点を明らかにして対策を検討していく所存でございます。

続いて、青少年問題の対策でございますが、これはイオンに関わる問題でございますが、地元自治会並び連絡協議会からもご心配をいただいております。店舗敷地内において出店者に主体的に取り組んでいただくこととなりますが、周辺を含めた取り組みに関しましては、出店者、行政、地域、警察の関係組織が連携して取り組んでまいります。

次に、工業団地内の橋の設置に関する進捗状況でございますが、相手企業と条件整備について協議を進めているところでございまして、早期解決に向けて鋭意努力を重ねてまいります。

4点目の安心・安全のまちづくりについてでございますが、まず防災についてでございますが、避難場所の耐震関係につきましては、昭和56年6月以降の新建築基準法により建築された建物については、耐震がなされているものとみなしております。この基準において新建築基準法に適合しない施設の中で、学校施設から順次耐震診断並びに耐震補強などによる改修を進めていく計画でございますが、自治会館においては、おおむね立派な自治会館をお建てになっておりますが、すべてこれは56年以降に建ったものと解釈いたしておりますが、今年度の予算の中では防災拠点となる位置付けをしておりますので、適合することに対して、耐震診断を実施していただくということで補助金を交付する取り組みをいたしております。

原発の問題であります。滋賀県では地域防災計画の原子力災害対策編を作成されておりますが、本市といたしましては、特に住民等への情報伝達、相談体制の整備などを中心に作成する計画でございます。

続いて、不審者情報、これは教育委員会で答えてくれますか。

そして、BSE対策なのですが、これは小菅さんがおっしゃるとおりでございますが、誰も思うことは一緒ですので、これはそれぞれの問題として取り組みを慎重に進めてまいりたいと考えます。

6点目の治水対策でございますが、これはずっときのうからも出ておりますとおり、祇王井川駅前の出水の被害を少なくするためにどうすればいいかということは、ショートカットすることだと申し上げておりますが、合併特例債を使ってとおっしゃったのですが、到底間に合うことではございません。これはやっぱり新しく都市計画決定を打ちまして、

都市局の認可をとって都市排水路ととして整備をしていく。だから、これはきのうの代表質問にお答えしましたが、今まで河川という位置付けで道路河川でやっておりましたが、それでははかどりませんので、市街区域内は下水道課で対応していくためにセクションを新しく設けると、こう申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思います。

非核都市宣言に基づく平和の事業についてでございますが、人類共通の願いでありまして、恒久平和を、戦争を知らない人が体験談や資料から現実に触れ、平和の尊さを考えることにより達成されるものと考えております。平和都市宣言を契機に、平和行政をより効果的に進めるための事業につきましては、関係各課及び関係団体と連携して、また近隣市町の事業も参考にしながら、18年度中に具体的な計画を立ててまいりたいと、こういう思いをいたしております。

以上、私の方からお答えするのですが、若干もし抜けたところがありましたら、それぞれの部長から補足をしていただきますので、よろしく願い申し上げまして、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 日本共産党野洲市議会議員団を代表されました小菅議員のご質問にお答えをいたします。

まず、安心・安全のまちづくりの子ども安全についてのご質問でございますが、長浜での痛ましい事件は特異な事件ではなく、この野洲市でも起こり得る事件であると受けとめているところでございます。

この事件は、大きく分けると、主に2つの原因があると言われております。まず、1点目は通園方法、2点目は保護者の孤立の問題であります。事件当日、緊急の園長会を開催いたしまして、以上の2点について、それぞれの園の課題や問題点の掘り起こしをいたしました。

特に、通園方法については、保護者の意向を十分に受けとめているか、そして保護者の孤立の問題から、外国人の保護者の有無、さらには孤立したり困り事を抱えたりしている保護者の有無を把握し、その場合に園はどのような対応をしているのかということについての報告を求めました。その後、それぞれの園では保護者から積極的に意見を聞く機会を持ち、その意見を尊重した上で、通園方法について18年度からは保護者の責任に基づく個人通園を基本に、各園の地域性を踏まえ、保護者と共にその具体的な方法を実施していく予定をしております。個人通園が基本ですが、保護者の希望があればグループ通園も認

めていく方向でございます。現在、既にグループ通園から個人通園に切り替えを行っている園の報告も受けているところでございます。

さらに、外国人の保護者の中でも、日本の文化に馴染めない、あるいは日本語に不自由しているという状況の方が1名おられるという報告を受けております。その方には、園全体を挙げて支援すると共に、民生委員や国際交流協会とも連携した取り組みを行っているところでございます。その他にも厳しい状況に置かれている保護者の報告は十数件聞いておりますが、いずれも園全体で家庭訪問等を中心に支援をしているところでございます。

さらに、今回の事件では、保護者と幼稚園との連携の不十分さが捜査が進むにつれ明らかになってきています。従来から教育相談は実施していましたが、保護者から積極的な相談申し込みをしていただけるように、改めて文書を配付するなどいたしました。幼稚園は保護者の思いに今まで以上に謙虚に耳を傾け、適切な幼児教育を実践していけるよう努力をしたいと考えております。

次に、同じく安心・安全のまちづくりの通園、通学バスに関するご質問にお答えをいたします。

ご指摘の停留所の変更につきましては、確かに国道を横断となると危険であるという認識をしております。しかし、堤自治会においては、停留所の隣の点滅交差点を横断し、井口自治会については横断歩道を利用し、安全を図っていただいております。なお、ルートの変更については、乗車時間や到着時刻等、問題が起きない範囲で対応してまいりたいと考えております。

また、小学校通学バスの停留所の追加であります。野田自治会については、五条自治会停留所へ集合していただき乗車することになっております。同様に、安治自治会についても集合いただいております。ご指摘のように、野田自治会への停留所追加となった場合、安治自治会についても同様に追加する必要が出てまいります。この場合、現在の小学校への到着時刻が遅れるというようなことになり、さらには通学の運行後、幼稚園の通園バスとして使用していますから、保育時間へ影響します。このような理由から、追加については現在のところ考えておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、不審者情報についてお答えいたします。現在市内及び近隣市で発生しました不審者情報につきましては、学校教育課に情報が寄せられております。その情報をもとに、市内の全校園や学童保育所、コミセン、民生児童委員協議会会長、守山警察署生活安全課、守山野洲少年センター、その他市役所の関係課へファックスによる情報配信を行っ

ております。なお、コミュニティセンターの休館日の対応については、関係する課で役割分担を決め、直接自治会へ連絡する体制を検討しております。また、野洲市のホームページへも情報を掲載し、市民への情報配信を行っているところであります。

また、自治会ごとに在宅のボランティアを募り、情報伝達網を構築する方法について提案いただいております。教育委員会では、現在、市内6小学校区で235名の方に依頼し、ボランティアでスクールガードの活動をしていただいております。平成18年度においてはさらに増員予定であります。このスクールガードが地域の子どもの安全確保に欠かせない存在になっていることから、この方たちに対する不審者情報の有効な情報伝達手段について、現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。預かり保育については次長の方から説明させます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 預かり保育のご質問にお答えしたいと思います。

預かり保育につきましては、基本的に幼稚園の園児を時間延長して預かるというものでございまして、正規の担任が責任を持って保育すべきであるという考えのもと、あるいは保護者からも、担任の先生に引き続き子どもを見てほしいという声がありましたことから、延長保育の部分の担任を、保育形態の工夫などしながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 何点かお聞きいたします。市長、私は別に国という表現でも小泉内閣という表現でどちらでも結構ですので、改めてお聞きいたします。

市長自身は国に対して、現状では意見を申し上げるときではないという趣旨の答弁をされましたが、結局この間の小泉構造内閣、国の改革でも結構なのですけれども、国民に対する大きな影響、先ほど言いました社会的格差の大きな拡大、これはとりもなおさず今の政治から来たところなのですね。そこを十分認識されているかどうかなのですね。先ほど、国の段階では少し言いましたが、これは野洲市でも同じだと思うのですね。

例えば、野洲市で担当課に調べていただいたら、生活保護を受けておられる方、平成13年度では75世帯、111人、それが17年度では96世帯151人。学校の方を見ますと、就学援助、就学扶助、平成13年度では131人、17年度では235人ですね。それで、昨日も質問いたしましたが、国民健康保険につきましては、これは平成14年度

であります。短期保険証が173、17年度では258、資格証明書、14年度が159、17年度が185、こうなっているんですね。とりわけ、就学援助が2倍近くになっていることを見ましても、どの指標を見ましても市民の暮らしは後退いたしまして格差が広がっている。言いたいのは、これを単に個人の責任にしてはならない。再三言っておりますように、これは政治の責任なのです。だから、市長がこういうことに認識が持てるのかどうか。ここが市政、あるいは財政運営に大きく影響しますので、だから国に言うべきことはきっちりと主張すると。それと限られた予算で市民の立場に立って無駄の排除等をする。そういう意味で質問しましたので、これは指摘しておきます。今後よろしくをお願いします。

それで、イオンの問題であります。市長もご存知だと思いますが、中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法、このいわゆるまちづくり3法、改正の方向でありまして、これによりますと、現在の予定しております乙窪、あそこに商業地域ですので、改正されたらそこでは誘致できない。そういう地域なのです。今進めているのはそれで結構なのですけれども、改正されると本来できない地域になるのです。それだけに、今回のイオン進出は問題があったということなのです。それも前提なのです。

そこで、商業支援であります。まちづくりにしましても商業支援にしても、本当に将来が保障されているのか、ここが問題なのです。他のイオンの店舗を比較するわけではないのですが、2002年にイオンが天理市に出店しております。店舗面積2万3,000平米、敷地面積はほぼ中主の場合と同じらしいです。駐車台数は約1,500台、これもほぼ同じなのです。若干向こうの方が大きいらしいのですけれども。それで、ちょっとお聞きしますと、当初営業時間は9時から11時、こういう説明のもとオープンされたらしいですね。それが、わずか1年ぐらいで今では24時間営業がされているらしいです。それと、テナントの問題であります。これもこの間市長が答弁されましたが、ここでも、やはりテナントの基準は厳しくて、採算が合わずほとんど地元は入っていないのです。そういう状況がございます。それと、イオンの商品、もちろん自由主義経済なので何を買っても勝手なのですけれども、やはり地元商店と競合しても前面に販売を推し進める、いわゆるお構いなしでふえているらしいです。

だから、言いたいのは、そういうことも含めて、やはり大型店の進出にはこのようなりスク、将来の不透明があるので、だから共存共栄といっても決して甘いものではない。そういう意味から、どこまでできるのかという問題はありますが、確固たる支援策が必要で

ありまして、そういう意味から今回の支援策が本当にいいのかどうかお聞きしたわけでありまして、今私が言った天理市の状況も踏まえて、もう一度答弁していただければ幸いです。

それと、耐震の問題、一次避難所、二次避難所の耐震の問題、もちろん耐震基準に合っ
てそこへの改善も進むのかと聞けば、もちろん進むと言われるのでしょうかけれども、現在
そういう必要のある施設が何カ所ぐらいあるのか。そして、当然時期的に目処を付けなけ
ればならないので、それをどう判断されているのか。この際確認しておきたいと思います。

次に、都市基盤整備、治水対策ですが、これは再三議論されておりますが、これも確認
なのですけれども、合併特例債で野洲駅前の治水対策はそこに組み入れていたのではなか
ったでしょうかね。そういう意味では10年では心配ということで質問をさせていただい
たわけで、それを別にされるわけですか。いずれにしろ早いにこしたことはないのですけ
れども、どういう立場で推進されるのかお聞きしておきたいと思います。

それと、教育委員会でしょうか、バスの問題であります、例えば堤地区、井口地区の
問題であります、堤については信号のある横断歩道を利用されていると言われました。
一方で、井口の場合は横断歩道を利用しておりますが、あそこは信号もないところで、大
変危険でありまして、これまでからいろんな要望が出ていると思うのですね。それに対し
て、先ほど私がお願いした方向では考えていないと言われましたが、そういうような危険
なところと認識されていないのかどうかですね。それと、保護者からこの間いろんな要望
が通園バスについて出ていると言われましたが、この井口なり堤は全くなかったのか、あ
ったのか。加えて、全体に要望の多い通園バスの停留所の問題はどういう要望があるのか、
お聞きしたいと思います。

それと、不審者情報の問題であります、私もホームページでされているのは知ってお
りますが、そうそうは見られないと思うのですね。それとスクールガードとの関係も言わ
れましたが、昨日の答弁でしたでしょうか、これは防災無線の活用も踏まえてやられるの
でしたかね。今日の答弁ではそういうことはなかったのが、不審者情報については防犯、
防災との関係からこの種のものには使わないのかどうか。これはお聞きしておきたいと思
います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問で改革の格差が出ているではないかと。これは確かに
そういうことも言えると思いますが、世の常、そういうものは絶えずあることが常でござ

いますから、そのことで生じた救済の個別施策をどうしていくかという方の議論をやるべきだと私は思います。

イオンの問題、大店法を出して秋にはオープンする。ここまで来ていますので、もうこのぐらいでよろしいでしょう。ああだ、こうだと、ここまで来て、大店法の申請が出ていますのや。秋にはオープンしますのや。やめよと言うなら合併前にやめてもらったらよかったのです。だから、今議論しないと、でき上がったら地域の皆さんのためにどう活用できるのか、どう迷惑がかかるのか。この議論をやっていきましょうや、オープンしたら。これは責任を持ちます。お願いします。

耐震施設については、総務部長、どれだけあるのか。あと教育委員会だな。

余り私は特例債は好きでないので。まちづくり計画には20億充当ありますよ。しかし、それよりも都市局の補助金をもらってやった方が私は利口だと思います。だから、それをもたらえるような方法で計画をやっていこうと。だから、都市局の補助金でいこうと思っています。おっしゃるように20億は書いています。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 小菅議員の再質問の防災の関係で、耐震の必要な施設は何カ所あるのかというご質問、また今後改修の計画でございますけれども、今現在、市が避難所として設置しております中で、公共施設で必要なところは、保育園につきましては3園、野洲第1保育園、野洲第2保育園、三上第2保育園、そして幼稚園につきましては3園、野洲幼稚園、篠原幼稚園、祇王幼稚園、そして小学校につきましては4校、野洲、三上、篠原、祇王です。そして中学校が1校ということで、計画がどうなっているのかというご質問でございますが、先ほど市長がお答えいたしましたように、学校施設から順次取り組んでいくということで、来年度祇王小学校の改修を行いまして、次に野洲中学校という形で順次取り組んでいく。今現在のところそういう計画になっております。

自治会館につきましては、来年度耐震調査をする。先ほど市長が申しましたように、56年以降の建築については大丈夫という前提で、そう大きく数は出てこないと思っておりますが、今状況はつかんでおりません。とりあえず来年、第一次避難所の自治会館については、来年度耐震調査をしていただくという形でございます。

そして、防災行政無線の活用でございますけれども、昨日の豊政会の代表質問で市長がお答えいたしましたように、学校からの情報等々もでございます。不審者情報という形での限定はしないのですけれども、そういうものについて利用を検討していくという段階で

ざいます。事件の内容等にもよりますので、その辺はどの辺でどう活用するか。有効な場合は使っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 再質問の通園、通学バスについてお答えをいたします。

最近耳にいたしました件では、吉川のあたりで運転手に対する子どもの対応についてのご意見を聞かせていただいていることが1点でございます。その他、議員の言われるいろんなバスへの要望につきましての意見が余り届いておりませんので、また小学校と連絡をとりまして確かめてまいりたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 安全・安心の問題では、バスの問題は、初めにバスの停留所等についていろんな要望があると言われたのと違いますの。何かまた今はないと言われて、どうなっているのでしょうかね。ちょっと確認しておきたいと思います。

それと戻りますが、市長自身は常に世には格差があるということを言われましたが、問題は救済だと、そう言われましたが、その救済の税制面にしても社会保障制度にしても、より一層後退して、より一層格差が広がっているのですよ。もう多くは言いませんが、そういう認識を持っていただきたい。これは地方自治体に対する対応の、小泉さんも国も一緒なのですね。再認識していただきたいと思います。

それと、先ほどはしませんでした。同和行政の問題であります。これまでの答弁と同じだと思うのですが、いずれにしても、言いたいのは、こういう現在の方向を進めれば、一つは民主主義が歪められるということ、財政的には、私としては不明朗な財政支出になると、この2点が問題だと思うのです。同じことを繰り返すわけではありませんが、やはり人権とは人間が人間社会の中で、自由な中で良心と理性の中でつくっていくものだ。決して今の方法ではない、私はこう考えるわけなのです。

とりわけ問題なのは、これは合併直後に言いましたが、市の今回つくられた同和教育基本方針、これを見ましても、「反差別貫く人間関係を構築する」とされています。私は、このような立場では、本来学校現場における同和問題のあり方は、歴史教科の中で子どもの発展段階に即して、科学的認識に基づいて行うべきだと思うのです。にも関わらず、このような子どもの発達段階を無視して、今の、例えば同和教育方針でいきますと、逆に敵対人間関係をつくると私は思うのです。だからこそ、今の方向はやはり見直すべきだと

考えるわけなのです。改めてお聞きしたいと思います。

その関係で、財政上の問題です。特定団体には補助してないと言われましたが、事業内容に効果的なものについてはそれを応援すると言われた。ちょっとはつきりわかりませんでした。結果として特定の運動団体の行う事業への補助、負担は、結論的にはされているのです。例えば、地域総合センター費を見ますと、部落解放全国高校生・中学生集会参加補助負担金161万円ほど、狭山中央集会参加負担金、これは5万5,000円ですが、されております。特定の運動団体の理論に基づくこの種の集会に、これは参加者への補助負担金であります。行政が肩入れするのはやはりおかしいですよ。それと、狭山中央集会への参加負担金につきましても、これも特定の運動団体の行う集会ですけれども、これは殺人事件の冤罪運動をやっておいでなのですから、それはそれでいいのですけれども、特定の運動団体の行う冤罪集会に負担金補助というのは、やはりこれはどう考えてもおかしいですよ。そういう面から、今言いました民主主義の立場、あるいは本来こういう意味での財政支出はおかしいと考えますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと市長、イオンの問題であります。イオン進出をやめよと言っているのと違いますよ。ここまで来て現実に進んでいますので、だからより一層支援策、あるいはまちづくりの将来も含めて、考えるときだと。しかし、現実、一番大きく受けるのは、ある意味で大きな影響を受けられるのは商業者ですね。ところが、さっき言いましたように、天理市の場合を見ると、なかなかやっぱり地元商業は大変だと。そういうことをより一層認識されまして今後取り組んでいただきたいと、そういう意味で言っていますので、後ろ向きに発言しているつもりはありませんので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 3点ほど私の方から、若干補足してもらいますが。

同和問題について、差別のある限りという表現をしておりますが、私も一日も早く民主主義の原理からいって、そういうことのない社会を構築したい、こういう思いで取り組みをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そこで、長浜の通園児の事故のことをおっしゃいましたのであえて申し上げますと、私の受けとめ方は、あれも同和教育なのです。お母さんが行った行為は、これは法律に抵触する非常に罪の深い行為でございますが、お母さんをあそこまで追い込んだ、追い込まれた、その社会は何であったのか。人権問題です。私はそう受けとめております。だから、

ああいう社会のないように同和問題、人権教育をやろうと、こう申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それとイオンの問題、商工会、地元の業者の皆さんとは、入念な協議をいたしました。支援策もつくりました。今後どうなっていこうという課題も残しておりますよ。これで打ち切ったのと違ひますよ。だから、そこまでのご理解をいただいて時間をかけてやったのですから、商店主の皆さんから聞いていただいてもわかりませんが、十分な時間をかけました。そこで結果どうなっていくか。これは企業の努力にもあると思ひますよ。だから、その辺はやっぱり今後話し合いを詰めていかなければいけないと、そんな思ひをいたしております。一日も早くオープンしてもらわないと、野洲市は困ります。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 先ほどの小菅議員の通学バスの件でございますが、次長の答えた点について訂正させていただきます。鈴木議員からありました通園バスにつきましては、吉川地域での要望がありました。その分については停留所の変更をさせていただきました。そして、井口等については、要望は今聞いておりませんので、それは学校でまた調査したいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、代表質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 5 時 5 0 分 休憩）

（午後 6 時 0 5 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第 4）

議長（荒川泰宏君） 日程第 4、一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第 1 号、第 1 2 番、中島一雄君。

1 2 番（中島一雄君） 1 2 番、中島一雄でございます。まず初めに、本年早々、野洲高等学校サッカー部が全国制覇して、その活躍は市民に感動と喜びを、そして元気を与えてくれました。私もサッカーをかじってきた一人といたしまして、この栄誉を心から祝福

すると共に、全国に野洲市という地名を発信していただいたことに深く感謝を申し上げるところでございます。お疲れのところ、よろしくお願い申し上げます。

私は、税及び水道料金など、公共料金の滞納状況と収納への方策について質問をさせていただきます。

高校生や大学生の就職内定数の上昇傾向をメディア等で報道されてきた昨今、我が国の経済状況はようやく底を脱してきたかに見えますが、失業率等を見聞きするにつけ、まだまだ厳しい状況の中にあるように思います。

野洲市においても、歳入が大きく減少、なかでも地方交付税は大幅な減少となっております。また、景気は一部持ち直した感もありますが、本市ではまだまだ景気の冷え込みから脱却できず、税収の落ち込みと今日まで行政として経験したことの無い財政環境となっております。

このような財政状況の中においても、行政として住民の幸せのための施策を果敢に遂行していかななくてはなりません。そのためにはそのまち自身が持つ力を、それぞれが十分に発揮して支出を抑え、また収入についてはその増加を図るべく知恵を出しながら、その厳しい現状に立ち向かっていかななくてはならないと思います。

そこで、今回はこの収入について質問したいと思います。それも、企業を誘致して法人税などの増加を図るといったような、いわゆる市としての市税などの増収のための施策については、その議論の機会を別に譲るといたしまして、ここでは既にその収入が見込まれているにも関わらず、収入がされずに公平性の観点からも放置できない、滞納になっているままの税及び公共料金について、次のとおりお伺いいたします。

税及びその他の公共料金の滞納額は、現在どのくらいありますか。種目別及び種類別に滞納額を教えてください。

2つ目、滞納件数及び滞納人数について、その実数と述べ人数について教えてください。

3つ目、市において滞納、滞納者の原因追及をされているか。されているのならその結果は。

4つ目、これからの収納のための現在の取り組み状況とその成果は。

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 中島議員の税及び水道料金、公共料金の滞納状況と対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の税及びその他公共料金の滞納額の現在額ですが、市税では、個人市民税で2億7,192万8,000円、法人市民税で1,504万2,000円、固定資産税で1億9,222万9,000円、軽自動車税で553万5,000円、国民健康保険税で2億3,680万7,000円が、現年度、過年度を合わせ、それぞれ2月末現在で未納となっている税額です。

また、水道料金では、同じく2月末で6,711万8,000円が滞納となっており、その他の公共料金では保育料が1,051万3,000円、学童保育料が100万5,000円、介護保険料が664万8,000円、公営住宅使用料が2,671万8,000円、さくら墓園管理料が8万4,000円、下水道使用料が2,921万2,000円、下水道受益者負担金が99万6,000円。そして、幼稚園保育料等でございますけれども22万1,000円、そして給食費が228万6,000円となっております。

次に、第2点目の滞納件数及び滞納人数についてですが、同じく2月末現在で市税の個人市民税では6,584件で1,321人、法人市民税では102件で65社、固定資産税では5,057件で640人、軽自動車税では1,070件で513人、国民健康保険税では1万4,617件で1,682人、また水道料金では7,651件で1,173人です。その他の公共料金では、保育料で人数はわかりませんが、件数といたしましては530件、学童保育料で105件、介護保険料で1,670件、公営住宅使用料で183件で97人、さくら墓園管理料は14件で9人、下水道使用料は4,059件で759人、下水道受益者負担金は92件で30人、幼稚園保育料等で29件で8人、給食費509件で159人となっております。

次に、3点目の滞納の原因ですが、経済的な理由による納付困難のケースが多数を占めていますことその他、納税や納付の意識が薄らいでいることが原因と思われます。

また、4点目の収納のための取り組み状況とその成果でございますが、平成17年度今年度より滞納市税の徴収を強化するため、納税推進室を設置いたしまして、市税収納の強化を図っているところでございます。悪質滞納者には、法的措置による差し押さえを執行しております。今年度、既に21件を実施いたしております。

また、税等の収納率の向上方策について、庁内の関係課による検討会を開催いたしまして、平成18年度から他市町村も実施しているというケースで、新たに今年度予算を見ましたけれども、水道料金の滞納整理業務を民間委託し、特に夜間を重点に置いて収納強化を図る考えです。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 再質問させていただきます。

金額、人数、大変な数の滞納者がいる。これは17年度未確定分も含まれていると思いますが、莫大な税や公共料金が滞納になっていることに、正直驚いております。

それと、滞納額は現年度、過年度を合わせますが、過年度、16年度末の未納額を参考に教えていただきたい。これにつきましては、未納額は関係決算書の収入未済額として上げられていると思いますので、すぐに出していただけるとと思いますので、ご報告よろしくお願い申し上げます。

また、収納状況のまとめを、今たくさん申し述べていただきましたが、後で結構ですので、その資料の配付をお願いできればと思っております。

さて、ただいまの回答の中で、滞納の発生の原因に対する回答について、私は若干の違和感を感じております。個人市民税が2億7,100万ですか、固定資産税が1億9,200万、国保が2億3,600万等々、約8億ぐらいあるのではないですか。もちろん17年度も、先ほど申しましたように含まれていると思いますが、この8億という金額は、実際苦しい財政状況の中で、一般会計が190億6,000万円でしたか、予算提案されているわけなのですね。恐らくこの審議の中では、予算編成されている中では、非常に10万、20万の攻防があったのではないかと考えているわけなのですね。一方では約8億の滞納があるということがございますね。非常にアンバランスな、ニュアンス的には、これは表現は悪いのですけれども、イソップ物語の中でノミをつかんで牛を逃がすというようなこと、ちょっと表現は悪いのですけど、こういうようなことも思うわけなのですよ。

回答では経済状況の悪化、不誠実な住民の存在とおっしゃいましたが、私は少し違うと思います。ずばり私が思うのには、これだけの滞納者が現にあらわれているのは、納税に不誠実な住民が極めて多く、また、この存在を結果的に行政が認めていることが最も大きな原因ではないかと思っております。

もちろん、各担当課では職員の皆さん、頑張って滞納整理を行っていただいていると思います。その苦労は大変なものだと思っております。それでも、こうした多くの滞納者が出るのはなぜか。何事においても、確実にその問題の解決を図るためには、その原因を的確に把握する必要がありますし、その原因によって解決策も当然変わってきます。

今の回答で、経済状況の悪さもその主たる原因であるとのことですが、決して経済的に

豊かでなかった過去の時代、今日ほど公共料金が滞納されたことはあったでしょうか。私はなかったと思います。また、納付環境も私自身はもう十分に整理されていると思っております。コンビニでの納付の検討もされているように聞いております。これ以上、納付環境の整備は現に納付している方へのより一層のサービスにはなっても、決して滞納者対策にはならないと思っております。結局のところ、きちっと支払う意思のある人はどんな経済状況にあっても、またどんな納付環境にあっても滞納したくないと考えます。逆に、その意思の希薄な人は、市がいかなる納付状況を整えても滞納すると思えます。とすれば、なぜ支払う意思が希薄な人が出現し、またこんなたくさんいるのかについて、現実的に考えることが必要だと思えます。8億強に近いという莫大な滞納額を前にすれば、納付環境のより一層の整備を含めて、あらゆる対策をとる必要があります。

現在、取り組みについては、納税推進室を設置して市税収納の強化、また法的措置による差し押さえをすることですが、市税収納強化とは、具体的にどのような期待できる対策をとっておられるのか。その成果もお伺いしておきたい。法的措置を本年度21件実施したということですが、これは差し押さえられた結果、件数とか未納額に対して、解決するのですかね、これ。今現在進行形とか、この辺のところ私もはっきりわからないのですけれども。また、それ以外の対策、効果が期待される対策について考えておられるのか、お伺いしておきたい。例えば、失礼ですが、税法上職員で対応しきれないと、特に私が聞いているのは、大津市などは、熟知した専門の元プロという表現がいいのかは別にしまして、税務署OBの方を採用して効果を上げているというようなことも聞いております。

それと、検討会を開催して18年度からは水道料金の滞納業務を民間に委託するということをおっしゃいましたね。よそもやっているということで。重点に置くことで検討しているということですが、私から言わせれば、ちょっと無責任ではないかというような思いがするわけなのです。債権取り立てじゃあるまいし、責任範囲をどう考えておられるのか、お伺いしておきたい思いでございます。

それと、法人市民税、これは企業だと思いのですけれども、65社とかおっしゃいましたけれども、その滞納状況、その原因、理由、私も企業にありましたけれども、その辺は、平成16年度末は何社あったか、それもお伺いしておきたい。そうすると、自ずと17年度がわかるはずでございますので。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。何点かご質問いただきまして、若干抜けるかもわかりませんが、順番に答えさせていただきます。その前に1つお断りをさせていただくわけですが、先ほども2月末現在の状況ということで報告させていただいておりますので、これから17年度については5月末の出納閉鎖に向けて取り組みを行っていきます。そういう中で、どうしても年度途中の場合、未で切りますと、納期が若干遅れているやつも全部滞納という形になりますので、その辺で大きく膨らんでいるということは1点ご了解をお願いしたいと思います。

16年末の状況でございますけれども、16年決算におけます未済額でございますけれども、市税関係におきましては、市税全体で2億7,190万53円が収入未済額として上がっております。そして、また国保税につきましては、16年末で未済額につきましては1億8,525万2,918円が年度末の未済額という形でございます。そして、ほかの公共料金関係でございますけれども、給食費で174万6,055円、住宅家賃関係で1,439万4,480円、保育料で382万820円、下水道で1,540万9,642円という状況になっております。

資料の配付については、どういう資料がいいのか、議員とご相談させていただきたいと思っております。（発言する者あり）ちょっとお待ち下さい。ちょっとそれは今、トータル、手持ちがございませんので。

それで、発生の原因、今現在、2月末の状況で約8億ほどあるということで、私どもこの額が、先ほど言いました途中で切りますので、その辺で一定膨らんでいる面があるわけでございますけれども、やはりこの額は大きい額であるという認識を持っております。議員のご指摘のように、私どもも経済状況が悪かったというのも一つの要因であると考えているわけでございますけれども、私どもも認識しておりますように、納税意識の低下がやはり大きな原因であるということ、特に税以外の公共料金にしましても、納めるという形が低下している状況が社会状況の一種として存在してきているということ、原因としてはとらまえております。

そして、コンビニ納税につきましては、実施する方向で今現在税務課を中心に、また近隣市町の間を含めまして調査をしている段階でございます。ただ、本市の場合、導入いたしましても、確かに議員が言われるように、滞納率そのものに大きく影響、効果を表すというのではなく、一定納税者のサービス面の向上という観点が強いという形をとらえております。

また、あらゆる措置、対策をとる必要があるということで、先ほどもお答えさせていただきましたように、この問題は公共料金全般に及んでおりますので、関係課が、昨年度から納税推進室が中心になりまして方策を種々検討しているという中で、他市町村の実態も公共料金の滞納が大きな課題でございます。そういう中で、先進的な自治体での取り組み等々の情報を仕入れ、検討しているという状況でございます。

そして、大津市の事例を出されまして、やはり滞納整理、特に法的措置をとっていく場合、専門的な知識が必須というところで、なかなか国税庁のOBの方というのはあれなのですけれども、こういうのも必要であるということは痛感しております。

そして、水道の滞納整理につきましては、民間委託という手法を今回予算計上させていただきましたのは、やはり一定滞納整理をやるこういう業者が出てきました。そういう中で、近隣市町も導入をする中で一定の効果を上げているということで、やはりこれについて効果があるのかという状況も踏まえまして、来年度18年度、水道料金にまず限定しまして、どれぐらいの効果が出てくるかという形で、安易にその部分を民間に委託ではなく、やはり職員が行っている部分でなかなか徴収が上がらないというような状況がございますので、そういう中での手法として、18年度に水道料金で民間委託を予算計上させていただいています。

そして、法人の滞納状況でございますけれども、今ちょっと手持ちの資料がございますけれども、65社、法人については大体きちきちと入ってくるわけがございますけれども、やはり数多くの法人がございますので、期限内に入っていない部分、そしてさっき言いました年度途中でございますので、若干の納期のずれも滞納の方に上がってくるということでございます。

以上、あとの部分については今、資料を持っておりませんので。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） 回答に対しましては、何かもうひとつ把握し切れない。残念でございますけれども、確かに、過年度の収入未済額をお聞きしたのは、現年度はまだ最終額が出ていませんので、参考にお聞きしておきます。まだまだ収入未済額はふえるのではないかと考えております。

いろいろと期待される効果、対策について回答を得ましたが、気の毒な事情のある方は別といたしまして、負担能力がありながら納入に応じない、また支払い能力がありながら長期間滞納している。先ほど申しました専門職の税務署のOBの採用もぜひ考えて取り入

れていただきたい思いでございます。

とにかく、この8億というのは本当にこれは莫大な金額です。民間企業では、もとの会社におったら倒産していますよ。いろいろと対策を述べられましたが、実行していただき、とにかく体制強化を、拡大を図っていただきたい。これ以上申し上げることはございませんが、とにかく体制強化、拡大を図っていただいて。

水道の、これから申し上げることは、消滅時効、給水条例の一部改正も出ておりますわね。放棄することができるということで、これはちょっと私もメモしておりますので。

実は、話は少し変わりますが、尼崎市の元職員の方3名が、在職時、土地に絡む特別土地保有税の税徴収を怠り職務怠慢で尼崎市に損害を与えたとして、当時8,500万、既に退職された3人に延滞料、利息を含めて1億1,000万余の支払いが求められておるわけですね。これは支払いができなければ刑事告発するということで、二、三日前に、NHKのテレビとか新聞等で報道されておりました。私もこれを2回も3回も見ただけですけども、本当にこれはあすは我が身と考えるのですよね。これは付け加えさせていただきます。

私は滞納がこれほど多く存在し、かつその数が増加していく理由は、かつての社会に存在していた「公」、公に対する心が欠如した結果であろうし、また税や公共料金を支払う意思、思いが希薄な人が現にいて、それでも支払っている方と何ら変わりがない行政サービスを受けられる現実が存在していることも一つだろうと思っております。私はこの多くの滞納する人たちは、日常生活の中での税や公共料金以外の多くの支払いは、まず滞納はしておらず、またその性質が極めて公共料金的で現に滞納する水道料などの同種の電気料金、またガス代、電話代などの滞納はまずないだろうと思っております。何ゆえだろうと。これはお伺いしておきたい。普通、民間はメーターを引き上げたりするわけですね。この何ゆえを考えることによりまして、滞納問題の対策の答えが自ずから出てくると思います。

残念ですけども、これというまともな答えは一つももらっておりません。財政状況が大変厳しい状況の中、また社会正義に対しての信頼が薄らいでいると思われる今日、事情のある人には温かい対応を行いながら、しかし不屈きな滞納者に対しては、その種別を的確に行い、理事者、職員一丸となってこの問題にあたってもらいたい思いでございます。

最後に市長、この件について市長の考えと決意を確実にさせていただきます、私の質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご高説を拝聴いたしまして、かなりご心配をかけておりますことは事実でございますので、おっしゃるように社会の世相の中で、あるいは税に対する意識の中で、また行政に対する不信感その他、いろいろ募っていきまして、結果がそれだと思っておりますが、いずれにしても、やっぱり税金は納めてもらうべきものですから、我々も自らが納めていただけるような行政を展開していかなければいけない。こういう責任は痛感いたしております。新しい年度に向かっては、その部局の補強もいたしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 済みません。先ほど抜けておりました、16年末で全体は大体5億でございます。先ほども申しましたように、今現在8億でございますけれども、これは出納閉鎖に向けて、新しい課税は、水道料金とかそういうのは年内に終わるわけですが、税関係は今これから、大体課税は全部終わっていますので、これから収納していくと。取り立て、徴収をやっていくということでございますので、5月末に向けては、今現在、去年は合併を10月に抱えて旧町と新市の問題もございましたけれども、そういうような状況でつかみにくいのですけれども、ほぼ税務とかそれぞれの関係では同程度の推移をしていると。同程度ということは旧町のときも滞納額は大きいございましたので、先ほど市長が申しましたように、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第6番、藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 6番、藤村でございます。時間も押し迫ってきましたので、今回（仮称）まちづくり基本条例について質問をさせていただきますが、まだなかなか基本的な部分でしかお答えいただけないというふうに思いますので、簡単に質問させていただきますと思います。

17年度の（仮称）まちづくり基本条例制定に向けた懇談及び市民活動のあるべき姿を模索する検討委員会への予算措置に引き続き、18年度予算では、本市が進めてきた協働のまちづくりのルール化を図ると共に、市の自治体運営の基本的な理念や仕組みを明文化するため、（仮称）まちづくり基本条例制定に向けた取り組みを進めますとの方針が提案されました。

市長は合併後、まちづくりの重点施策として、（仮称）まちづくり基本条例制定を挙げて

こられ、施政方針演説でも何度も言及されております。この自治基本条例制定の運動は、北海道のニセコ町から始まりました。当時の町長が極めて斬新な町政運営をされ、あらゆることを住民参加で決めていこうという住民参加の試みの上に立って、この精神を基本条例にしていこうということで、まちづくり基本条例が制定されたものです。まだまだ全国の自治体の中では準備中というものを入れても、恐らく100に届かないのではないかと考えていますので、全国の自治体としては最先端的な動きの一つであると思っております。

まだまだ検討段階でお答えいただけないことも多々あると思いますが、取り組みを始める自治体が数少ない中で、先頭に立って条例制定に向け意欲を燃やしておられる自治基本条例、(仮称)まちづくり基本条例についてお伺いいたします。9つに分けて質問させていただきます。

- 1、条例制定は地方分権改革の中でどのような意味を持つのか。
- 2、条例制定までのスケジュール、期間、策定メンバー、市民への周知などについて。
- 3、条例はまちの憲法として位置付けられると聞くと、その意味は何か。また、制定後の見直しはあるのか。
- 4、宣言的な条例になるのか、章・条文形式になるのか。また、基本構想、基本計画との関係はどう考えるのか。
- 5、市民の定義は何か。
- 6、市民の権利・義務、市民の受益と負担の関係はどうなるのか。
- 7、コミュニティ活動とコミュニティセンターの関係はどう考えるのか。
- 8、市議会の関わりについてどう考えるのか。
- 9、国、県など他の政府系機関との関係や他の自治体との連携はどうか。

以上、お答えいただきたいと思っております。

議長(荒川泰宏君) 助役。

助役(川尻良治君) 藤村議員のまちづくり基本条例についてのご質問にお答えをいたします。

野洲市のまちづくりは、これまでの野洲、中主2町の実績を踏まえ、その経営理念、すなわちまちづくりの基本理念であります「人権と環境」を基本テーマとして、これを市民との協働によって具体的な施策展開を図ろうとするものでございます。

まちづくり基本条例の制定に関しましては、これまでの市民活動の実績を参考にしながら、協働についてのルール化、市民参画の機会の拡充や情報の共有、協働の和の拡大を基

本として、条例という形で明文化するものでございます。

いずれにいたしましても、先ほど藤村議員もご指摘のとおり、具体的な条例策定に向けた作業は、新年度に入ってからになりますので、以下の点につきましては現時点での、また、若干私の考え方を含めた答弁になろうかと思いますが、ご理解願いたいと思います。

まず、第1点目のご質問でございますが、地方分権の時代にあつて、地方自治体には自主・自律の自治体運営が求められております。この条例はこのような時代背景を踏まえ、地域社会の課題などに対し、どのようなことを大切にし、どのような方法で取り組むべきかなど、自治体運営の基本的な経営理念や市民との協働の仕組みを条例で根拠付けるものでございます。

次に、2点目の今後のスケジュールについてでございますが、平成17年度におきましては、市民活動促進委員会を設置し、市民活動データブックや市民活動促進計画の策定を行ったところであります。これらの現状や課題把握の上に立って、当委員会を母体として、平成18年度内を目標に、条例制定に向けた協議をお願いしてまいりたいと考えております。なお、条例制定に向けた議論につきましては、時間を要する場合も想定されますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

現在、当委員会は公募委員2名とさまざまな分野で活動されておられます委員14名で構成されておまして、条例に関する勉強会につきましては、これまで2回開催していただいたところでございます。4月以降、この委員会の名称を改めると共に、条例の詳細についての協議を進めてまいりたいと考えております。

また、市民への周知につきましては、条例の骨子などが作成された一定の段階で、地域や団体に出向き、市民の意見を聴取すると共に、条例素案につきましては、最終的に市民の意見を反映する機会、いわゆるパブリックコメントを行っていく予定をいたしております。

3点目のご質問でございますが、本条例はまちの経営方針を明確化するものでございまして、この意味におきまして、最高法規性を持つ条例でありまして、いわゆるまちの憲法として位置付けられるというふうに認識をいたしておるところでございます。また、時代背景を反映するものでございますから、条例中の見直し条項は必要であると考えております。

次に、4点目の条例の形式でございますが、一般的なパターンといたしましては、前文と条立ての形式になるものと考えております。また、現在策定中の総合計画との関係につ

いてありますが、総合計画は主として何を実現するのかという到達すべき目標を定めるもので、まちづくり基本条例はまちづくりを推進するための理念や手続を規定し、総合計画の目標をどのように実現するのかという手順を定めるものでございます。両者が相まって計画的な行政運営が推進されることとなります。

5点目の市民の定義についてでございますが、市内の在住者、在勤者、事業所や法人等を市民とする定義が考えられますが、必要以上に狭義の解釈は避けるべきではないかと考えております。

次に、6点目の市民の権利や義務等につきましては、まちづくりに参加する権利や情報を知る権利、まちづくりに取り組む努力義務、あるいは負担を分担する義務の規定が一般的であります。この点につきましては非常に重要なポイントになると思われまので、今後の議論にゆだねたいと考えております。

7点目のコミュニティの関係でございますが、コミュニティの尊重等につきましては、協働をルール化する条例の本旨から考え、非常に重要な位置付けになるかと考えます。また、協働の原点は市民活動にあるという観点から、ご質問のコミュニティセンターにつきましては、この活動の拠点として、野洲市のまちづくりの核となる施設であると考えております。

次に、8点目の市議会の関わりに関しましては、議会や議員の責務の規定、あるいは住民投票に関する規定等が関連する案件となるかと思われまますが、これらにつきましては、議員の皆さん方のご意見をお聞きする機会を設けるべきであると考えております。

最後に、国や自治体間の広域連携につきましては、行政運営の一般的な姿勢を示すものではございますが、規定の必要も含め今後議論が必要だというふうに考えております。

以上がご質問に対する現時点での考え方でございますが、先ほども申し上げましたように、平成18年度が条例制定に向けた本格的な議論の場であると考えておりますことから、議員からのご質問内容につきましては、その趣旨を踏まえ、今後委員会において慎重な議論を重ねていただき、広く市民の意見を聞いてまいりたいと考えております。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） それでは、再質問をさせていただきます。

9項目、まだ具体化をしておりませんので非常に答えにくかったらうと思いますが、ご回答いただきましてありがとうございました。

まず、第1番目でございますが、条例制定は地方分権改革の中でどのような意味を持つ

のかということで、ちょっと言葉は違うかも知れないですが、何を大切にどんな方法でということで、自治体運営の仕組みなり制度を検討していこうということだったというふうに思うのですが、先ほども市長が大分、地方分権の中で自主、自立のまちづくりをしていくということをおっしゃっていたわけですが、やはり中央集権体制の全国一律の画一的な中央自治から抜け出して、今までやってきた、野洲市が本当に大事にしてきた個性を持つ自治体になるということが、非常に大切だというふうに思っております。

それで、個性なのですが、何を大切にということは、野洲市の個性を大切にすることだというふうに思うのですが、それは人権と環境と考えてよいのか。まずこれを第1番に質問させていただきます。

次に、2、3で条例制定までのスケジュール、また条例は最高法規、またはまちの憲法ということでお答えをいただきました。最高法規性を持つまちの憲法になるというのなら、もっと広範な野洲の市民が条例づくりに参加するということがないと駄目ではないかなというふうに思っています。今、憲法の問題もよく出てくるのですが、やはり連合国が押し付けた憲法だと、自主憲法を早急に制定しなければならないという論議の中で憲法問題が論議されているわけですので、このような不幸な形に条例がならないように、私たち市民がつくったと、このように思えるような条例づくりをしなければならない、このように思っています。ただいま公募委員が2名、14プラス2ですか、16名。では委員会は16名のうち公募が2名とお聞かせいただきましたが、この方だけで条例案をつくっていくという考えなのか、まず1つ。

2番目に、委員会を核として、もう少し広く市民の参加による条例づくりというものが考えられないか。

3番目に、委員会の中に、まちづくり条例というのはやはり憲法をつくっていくということで、かなり専門的な部分、まちをどのような方向でつくっていくかという部分がございますので、専門的に研究しているスタッフの参加はあるのか。この3点についてお伺いしたいと思います。

続きまして、4項目目でございますが、条例と基本構想、基本計画の問題でございますが、私も制度仕組みが最高規範としての条例であり、政策である計画の中で一番の中心を定めるのは基本構想だというふうに思っておりますが、どちらも議会が決めていくということで、8の項目でも議会の役割についてお話を聞かせていただいたのですが、このあたりについて、もう一度すっきり私に理解できるようお伝えをいただきたい。このように思

っています。

次に、5の市民の定義については、本当にこれで、ただ単にここに居住している者でなく、広く野洲市に関わりのある方も含めて市民であるということで、それがいいなというふうに思っています。

6点目の市民の権利・義務、市民の受益と負担の関係であります。基本的には権利がある以上は義務は遂行して下さいというのは、これは一般的でございます。そうでなかったら、市民の自主的な参加によるまちづくりはできないということになるのですが、実は私、ある若い自治会の役員さんから、うちの野洲市というのは本当に市民の協働、協働と言われて、私らばかり外へ引っ張られる、いろんなお手伝いをさせられていると。野洲市に住んでいる者がひとしく全員がそうやってお手伝いをしているのなら、これはよくわかるのだけれども、賃貸にお住まいの方とか、いろんな状況の中でお出にならない方については、お出にならない中でやっていますから、素直に出ていくという人間はどんどんいろんな仕事がやってくる。こうなってくると、本当に野洲市の埋め合わせのためにやらされているのと違うかというふうな部分もあるわけです。やはりこのまちづくり基本条例をつくっていくというのは、市民と市民の協働によるまちづくりは、結局市民同士がその中でどのように話し合っ、まちをどのようによくしていこうかということで、当然そこに出てきていただかなければならないわけですから、そういう意味では義務ということではなく、権利というような形で考えるべきではないかと。参画というのは権利であると。その中で我々が参加をしていくんだというふうな感覚でとらえていくべきではないかというふうに思いますので、その点について見解をお聞かせいただきたいし、またこれについては、いずれにしる委員会の中で論議をしていただかななくてはならない問題かもわかりませんので、その辺は個人の意見としてでも結構でございます。

それと、コミュニティ活動とコミュニティセンターの関係でございまして、コミセンは地域の活動していく核としていきたいということでお答えをいただきました。現在、6カ所のコミセン、なかさとが今年度できまして、来年度さらに1カ所新設していこうということが今の野洲市の現状であります。私ども、この公設民営のコミセンの運営の仕方というのは、よそのまちと比べたら、うちが恐らく一番先進例だと思うのです。一番早いところだと10年、このコミセンの活動は10年近いと思うのです。(発言する者あり)9年、まだそんなに短いですか、ああ、公設民営になってから。済みません。いずれにしる、コミセンの活動につきましては、非常に活発にやっていて、恐らく他の市町に対して、事

例として発表できるということだというふうに思っていますので、現在のコミセンの運営について、どのように条例に発展させていこうとするのか。この辺についてお聞かせいただきたいというふうに思っています。

次に、市議会の関わりについてでございますが、実際整理をするのは非常に難しい問題です。いずれにいたしましても、今までですと、我々は市民の皆さん方から選挙で選んでいただきまして、選んでいただいたら我々が付託を受けた形で皆さん方のご要望を市に届けていく。また、市の行政を監視していくという役割を果たしていたわけですが、ここに直接市民の皆さん方が参加をされてくるという部分の条例ができてくるわけでございますので、ちょっと私自身も難しい問題であるなということでございますが、いずれにいたしましても、この条例の中に市議会の関わりというのが恐らく条文として出てくるだろうと。条文として出てくる以上は、議会並びに議員の責務が規定されてくるということになるし、あるいは住民投票に関する規定も先ほど若干言われました。だから、市民の投票でされた議員と条例の関係、条例を決定、改廃するのも議員であるということから、この条例づくりにつきましては非常に大きな責任を感じております。今まで、条例の審議につきましては、こんな言い方はおかしいのですけれども、なかなか条例をつくっていく中に参画を我々議員がさせていただけなくて、ある一定の段階で今回は我々に提示をするというようなニュアンスだったと思うのですが、やはりそのとき、そのときにご報告いただきながら条例をつくっていくということをしないと、我々としてはこの問題についてはやはり大きな責任があるというふうに思っています。特に、条例が制定されますと、今7時を回りまして議会をやっていますが、このような夜間、議会をして市民の皆さん方に議会の役割について十分知っていただかなければならないとか、ケーブルテレビも出てまいりますから、そういうテレビ中継とか、また市民の皆さん方と議論をしていくとか、いろんな条例ができてくることによって、我々時間がもう一步踏み込んだ活動をしなければならないということもございますので、このあたりについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 藤村議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

かなり数が多かったので、十分かどうかわかりませんが、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず1点目、特に野洲市としての個性という部分で条例にどう反映するかと、こういう

ご質問だったと思います。冒頭も申し上げましたように、私ども野洲市、人権と環境を基本テーマにしたまちづくりを市民との協働でなし遂げていこうと、こういうふうに申し上げたところをございまして、基本的には人権と環境をベースにしたまちづくり、それを市民との協働でつくっていこうと、かように考えております。

ただし、新しく市として発足いたしまして、このまちの歴史とか文化、あるいは山とか湖とかの自然風土、こういったものを盛り込むという可能性もございますので、そういった点については今後の議論にゆだねたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目で、基本的にはできるだけ多くの市民の方の条例づくりへの参画ということでございます。確かに仰せのとおりでございますが、私どもが現在考えておりますのは、昨年募集させていただきました市民活動促進委員会の方々を基本に議論を進めていくということを考えておりますが、先ほどもちょっとご答弁で申し上げましたように、条例骨子がつくられた段階で地域や団体の方々に外向いて、市民のご意見を聞きたいと。また、いわゆるパブリックコメント等も実施していきたいと、かように考えておりますし、若干市民活動促進委員会の中で、委員の交代といいますが、そういったことも今あるようでございますので、そういった意味でより多くの市民の方の参画を得る方法をもう少し検討させていただくことかなと思っております。

それから、3点目が条例づくりでございますので、専門スタッフというお話でございました。まさしくそういった部分で、法律的な方等々、専門的なスタッフの方にお知恵を拝借する必要があるかというように考えておりますので、学識経験者等々のご参画を得たいというふうに考えておるところでございます。

それから、条例と基本計画の関係でございますが、少し抽象的、回りくどい言い方をさせていただいたかと思いますが、基本的にそれぞれさっき申し上げたように、条例そのもの、いわゆる憲法といいますが、最高規範性を持たせるということで、一番条例の頂点に立つと、こういうふうに考えております。それから、中身が一つのまちの経営方針といいますが、経営理念等、それから市民の参画等を含めた仕組みづくりということでございまして、条例の中に総合計画を位置付けるということもございまして。それから、総合計画そのものは、ご質問の中にもございましたように、基本的には市の総合的な、長期的な目的を定めて、その実現のための具体的な基本構想あるいは基本計画あるいは実施計画、こういうような形で進めていくべきものでございますので、それぞれは基本計画が一つ目標を示していると同時に、基本計画を条例の中に位置付け、さらに市民の参画等の手続等に

については、いわゆる条例の中に定めていくという形で、相互に補完する中で一定市としての方向性あるいはまちづくりの経営理念を実際に実現していくための両立ての両輪だと、こういうふうを考えているところでございます。

それから、市民の定義については、先ほど申しましたように余り狭くではなしに、できるだけ多くの方々というか、広くとらえた方がいいかなというふうには思っておるところでございます。

それから、いわゆる市民あるいは住民の方々が、権利と義務というか、責務という表現をしている場合もあるのですが、ここの関わりの問題でございます。例えば、ニセコの場合の条例でいきますと、確かにまちづくりに参加する権利という形で、一定権利として保障するという意味での条項と、まちづくりにおける町民の責務という表現で書いておる部分がございます。この責務を少し引用させていただきますと、私たち町民はまちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならないと、こういう表現をしております。確かに権利・義務ということにとらえ得るかとは思いますが、かなり抽象的、理念的な権利あるいは責務でございます。直接的に義務を負担するというふうなことまではお考えになる必要はないのではないかと。むしろ、やはりまちづくりに参加する以上、それだけの責任なりを持って参画していただきたいと。こういう意味での責務というとらえ方をしていただければいいかというふうに思います。

それから、コミュニティセンターでございますが、おっしゃっていただいたように、野洲市のある種独特といたしますが、かなり早くから取り組まれた市民活動、あるいは地域住民活動の拠点ということで、各学区ごとに置くということで、これを現在旧中主町の方にも広げていただいているわけございまして、私どももこういった形で地域の方々の拠点として、それは地域の自治会の方もそうでございますし、また市民活動の拠点にもなる、あるいは生涯学習の場にもなるということで、そういった非常に使い勝手のいい場所を提供し、これからの地域の住民の方々の活動に役立ててほしいと思っておる次第でございます。

それから、議会の関わりというか、ちょっと私どもが議会の関わりを申し上げるのは僭越ではございますが、先ほど申し上げたように、この点については十分ご意見を伺う中で一定整理をしていく必要があるというふうに考えておりますので、その点についてはよろしくご理解賜りたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） いろいろ整理をしていただいて、ご答弁いただきましたので、もう一点だけお話をいたしますが、スケジュールで先ほど広範な市民の参加をお願いしております、一定の段階で市民の皆さん方のところに出前に行く、またパブリックコメントもということでお話をいただきましたが、いずれにいたしましても、その辺をやるためには情報提供がないと駄目でございますので、ぜひ委員会の公開、それとホームページ上で委員会議事録を、どちらかというリアルタイムに近い形で公開をいただくということをご希望していただくことによって、この条例制定が野洲市の市民の間で、ここまで話が進んできたのだと、我々の憲法が、そういう動きになってくるというふうに思います。先ほども最後、議会のところでも申し上げましたが、我々当然議会人として責任を持ってやっていかなければならないのですが、この条例の審議が唐突に出てくるということでは駄目でございますので、何とか一緒になって条例を検討して制定していくことができるように、審議をするときに議案配付で、さあ今出てきたからうんと言えということでは困るわけです。非核宣言都市の文章にしても、私は本当に議案を配付されるまで一度も見ておりませんでした。だから、男女共同参画条例も一緒です。こういう形で我々の生き方を左右するようなこういう問題について、今まで野洲市の皆さん方は本当にその場でぽつんと出してきて、さあ審議をして下さいということで我々に判断をさせているわけです。その辺について、絶対こういうことのないような形で取り組みをしていただけるのか。この2点について最後お伺いしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 助役。

助役（川尻良治君） 藤村議員の再々質問にお答えしたいと思います。

まず、委員会の公開とホームページでの議事録公開ということでございますが、この点については実現していきたいというふうに考えております。

それから、議会の方々に対する説明でございますが、これについてはどういう機会にどうすればいいかというのは、ちょっとまだあれなのですが、おっしゃるように、条文ができてからいきなりということは、そんなことはするつもりはございませんので、一定折に触れて説明させていただくということでご理解賜りたいというふうに思います。

議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明15日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後7時12分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年3月14日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 河野司

署名議員 秦真治